

第 4 次

津市男女共同参画基本計画

●案●

令和5年3月

津 市

目 次

第 1 章 第 4 次津市男女共同参画基本計画について

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4

第 2 章 男女共同参画を取り巻く現状認識

1 日本の社会情勢の変化	6
2 男女共同参画を取り巻く津市の現状	8
3 市民意識・事業所実態からみる津市の現状	12
4 第 3 次計画の現状と課題の整理	16
5 第 4 次津市男女共同参画基本計画策定に当たっての課題	19

第 3 章 計画の考え方

1 基本的な考え方	22
2 基本理念	23
3 基本目標	25
4 施策体系	27

第 4 章 施策の推進

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育	30
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進	38
基本目標Ⅲ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	46
基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	53
基本目標Ⅴ 男女共同参画を阻害する暴力防止等に対する環境の整備	64
基本目標Ⅵ 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり	73

第 5 章 計画の進め方

1 男女共同参画を推進する体制	82
2 計画の進行管理	83

第1章

第4次津市男女共同参画基本計画について

津市では、平成19年(2007年)3月に「男女共同参画都市」を宣言し、同月に「津市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、平成20年(2008年)に「津市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年(2013年)に「第2次津市男女共同参画基本計画」を、平成30年(2018年)に「第3次津市男女共同参画基本計画」(以下「第3次計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進に取り組んできました。

こうした取組の成果により、令和3年度実施の市民意識調査及び事業所調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する割合が、賛成する割合を大きく上回るなど、男女共同参画推進への意識は高まってきています。しかし、普段の生活における役割分担については、女性が家事・育児・介護を担っている割合が高く、また、家庭生活や職場、政治・政策決定などの分野において男性優遇と思う市民が多いなど、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しています。

さらに、少子高齢化に伴う人口減少や世帯状況の変化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による危機など、社会情勢の大きな変化により、女性を取り巻く課題が顕在化しました。依然として存在する固定的な性別役割分担意識や、社会情勢の変化の点から、男女が共に自分らしい生き方を選択し、活躍することができる社会の実現に向けてしっかり取り組むことが求められています。

これまで推進してきた第3次計画の計画期間が令和4年(2022年)度に終了することから、第3次計画の取組状況や社会情勢等から見えてきた課題を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後、5年間の男女共同参画社会づくりの方向性を定めるため、「第4次津市男女共同参画基本計画」を策定します。

(1) 位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた「津市男女共同参画推進条例（平成19年条例第4号）」第8条に規定する基本的な計画です。

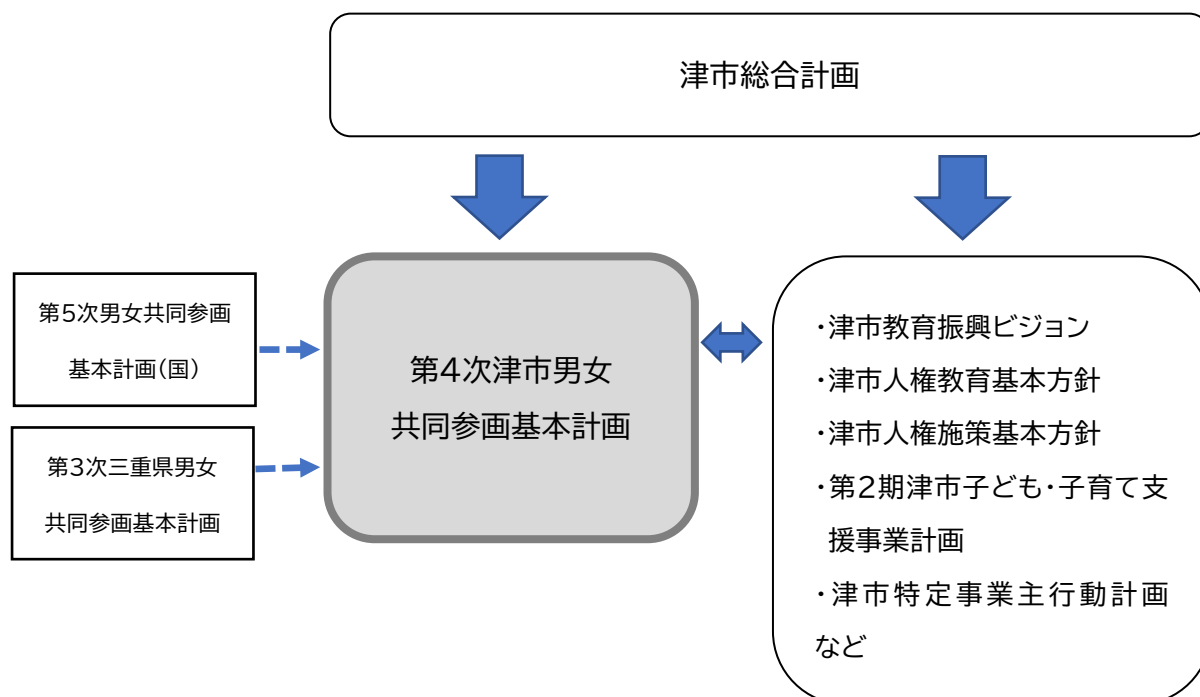
法的には、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）として位置付けます。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、三重県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、津市総合計画を上位計画としており、総合計画の施策のうち、「男女共同参画の推進」を具体的に推進する個別計画です。

また、関係する以下の個別計画との整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向けての施策を位置付ける計画です。



令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度の5年間です。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

第2章

男女共同参画を取り巻く現状認識

(1) 少子高齢化の進行と世帯状況の変化

令和2年度の出生数は84万835人と過去最少で、合計特殊出生率は1.33と少子化が進んでおり、また、65歳以上の高齢者人口は3,640万人(2021年9月15日現在)と、過去最高となっています。

また、男女ともに未婚・単独世帯の増加など世帯状況にも変化が生じています。50歳の未婚割合についてみると、昭和45年には男性は1.7%、女性は3.3%でしたが、令和2年においては、男性は28.3%、女性は17.8%となっています。世帯構成については、昭和55年の夫婦と子ども世帯は42.1%を占めており、単独世帯は19.8%でしたが、令和2年においては、夫婦と子ども世帯は25.0%に減少し、単独世帯は38.0%と増加しています。

今後も人口構造や世帯状況に大きな変化が生じることが想定されることから、社会の担い手として女性が活躍できるよう、仕事や家事・育児・介護等を両立できる環境整備や固定的な性別役割分担意識の解消への取組が求められています。

(2) 女性の社会進出の状況

令和3年度における女性の就業者数は3,002万人で、15歳～64歳の就業率は、男性の83.9%に対し、女性は71.3%となっています。出産・育児期に仕事を離れる女性が多い日本の特徴を表す、いわゆるM字カーブ問題は解消に向かっています。

一方、平成27年に国連で決定された持続可能な開発目標(SDGs)において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することをめざす」ことが示され、その中で、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。

こうした国際社会の状況と比較すると、日本は、世界の潮流から後れをとっていることがわかります。世界経済フォーラムが令和4年7月に発表したジェンダー・ギャップ指数2022においても、日本は146か国中116位と、主要先進国の中では昨年に引き続き最下位となっています。

(3) デジタル化・スマート社会の到来

近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしています。世界中でAI、IoT、ビッグデータ等の新技術の社会実装が進み、生活のあらゆる場面においてスマートフォンを始め、ICTやインターネットといったデジタルを通じてサービスが提供されることが当たり前になりつつあります。国においては、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society 5.0」を提唱し、人々に豊かさをもたらす超スマート社会の実現をめざしています。スマート化は、業務の省力化、効率化にもつながるものであり、デジタルの力で仕事の仕方や働き方を変え、すべての人が快適に暮らし、働くことができる社会を築き上げていくことがめざされています。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大が及ぼした影響

令和2年春以降、全世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、その感染を防ぐために長期間の外出自粛や企業の休業等が行われました。このことは、日本の社会経済情勢に大きな影響を与えており、市が実施する各種事業についても、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応することが求められます。さらに、外出自粛や休業といった状況下においては、生活不安やストレスによるDVや性暴力被害等が増加・深刻化しており、令和2年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は12万9,491件であり、前年度の約1.1倍に増加しています。

また、非正規雇用者の女性を中心に、雇用・収入が失われることによる生活困窮化、休校・休園等に伴う子育てや介護等の負担増加といった問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、非常時・緊急時にも機能する支援の充実や相談体制の整備が急務とされています。

2

男女共同参画を取り巻く津市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、緩やかに減少しています。また、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少を続けています。

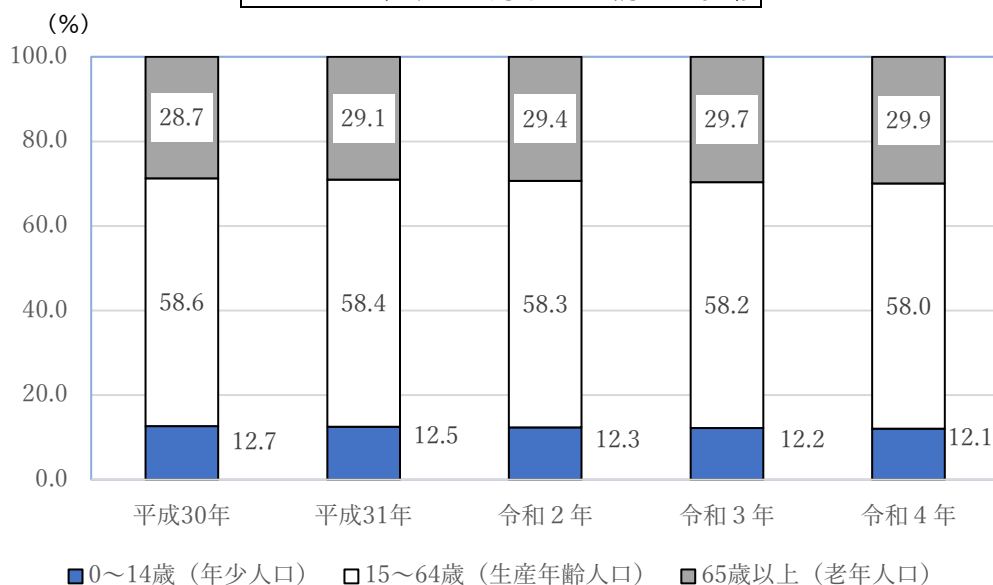
図 2-1 総人口・出生数の推移



総人口資料：住民基本台帳(各年3月31日)

出生数資料：三重県人口動態総覧(各年 1 月～12 月の合計数)

図 2-2 年齢3区分別人口構成の推移

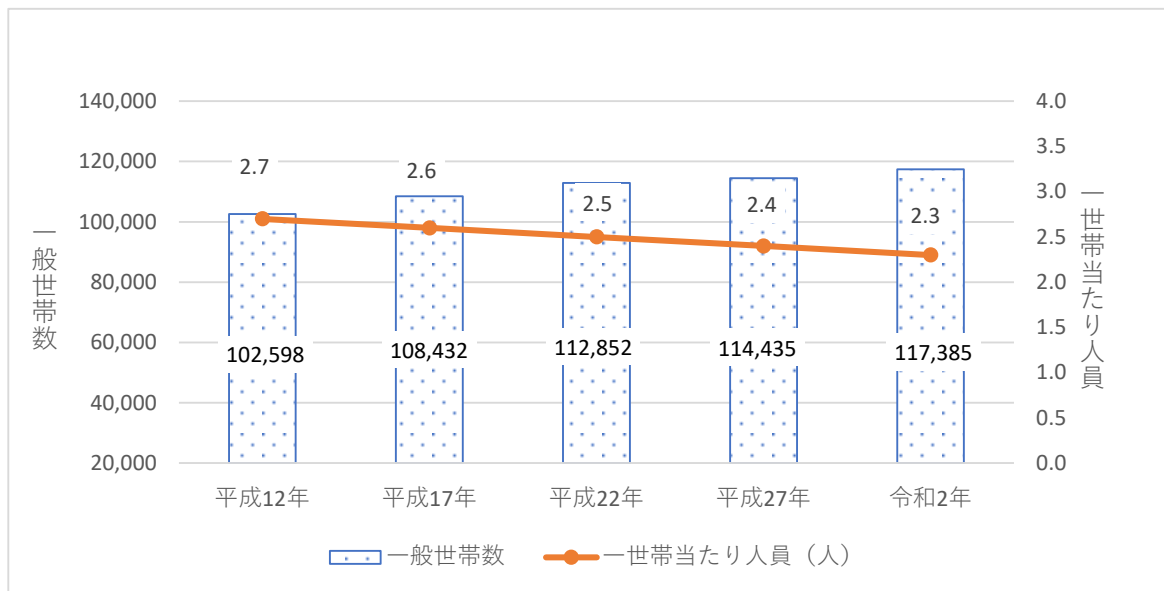


資料：住民基本台帳(各年3月31日)

(2) 世帯の状況

一般世帯の数は、平成7年以降、増加していますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。

図 2-3 一般世帯数と世帯人員の推移

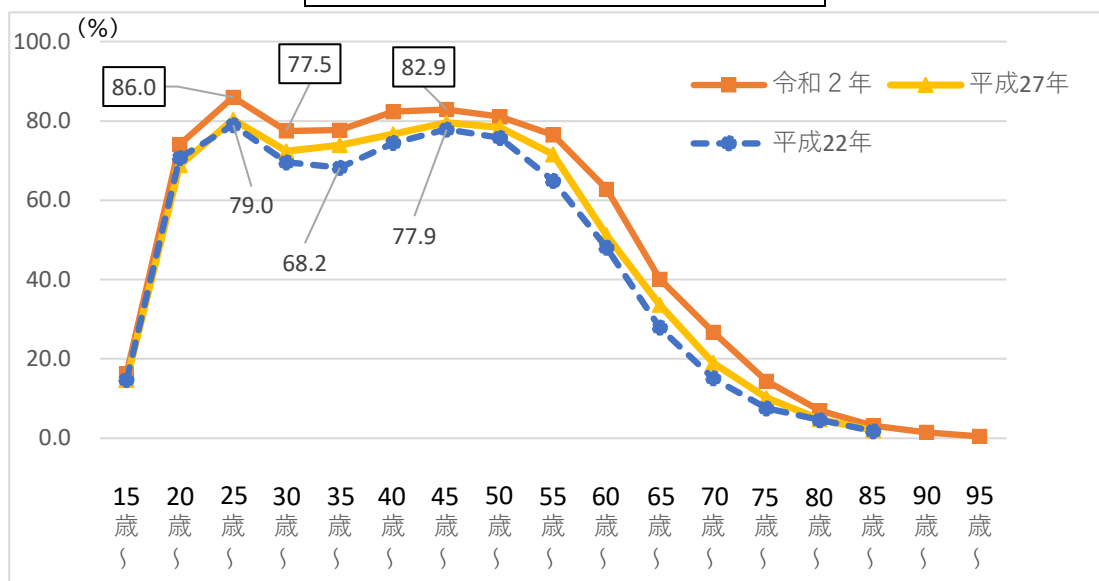


資料：国勢調査(各年)

(3) 就労の状況

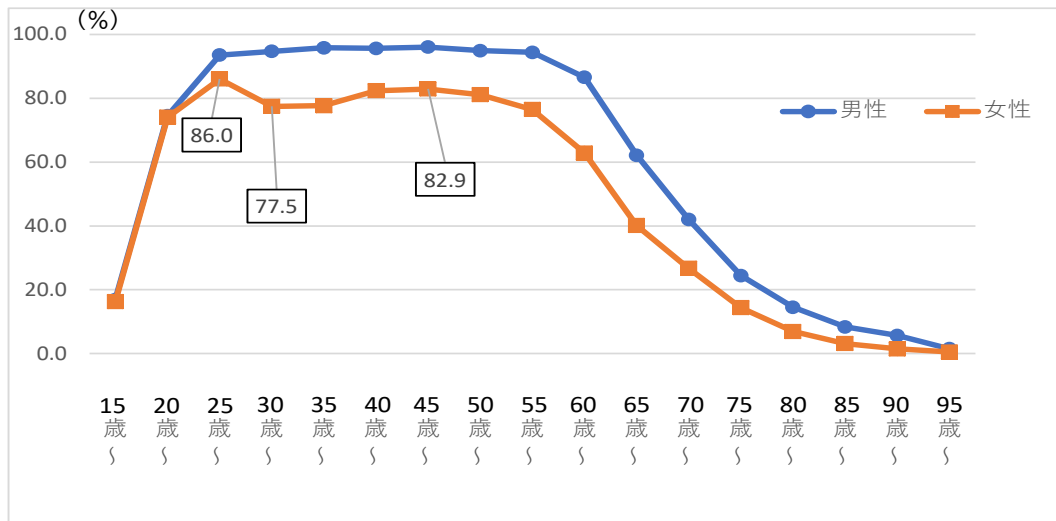
女性の年齢別就業率をみると、各世代において、就業率は上昇していますが、出産・子育てを機に30代の就業率がいったん落ち込む、いわゆるM字カーブについては、依然として存在しています。また、雇用者の従業上の地位についてみると、女性の「パート・アルバイト・その他」の割合は、「正規の職員・従業員」の割合よりも高くなっており、女性は男性よりも高い割合で非正規雇用に従事していることがうかがえます。

図 2-4 女性の年齢別就業率（津市）



資料：国勢調査(令和2年、平成27年、平成22年)

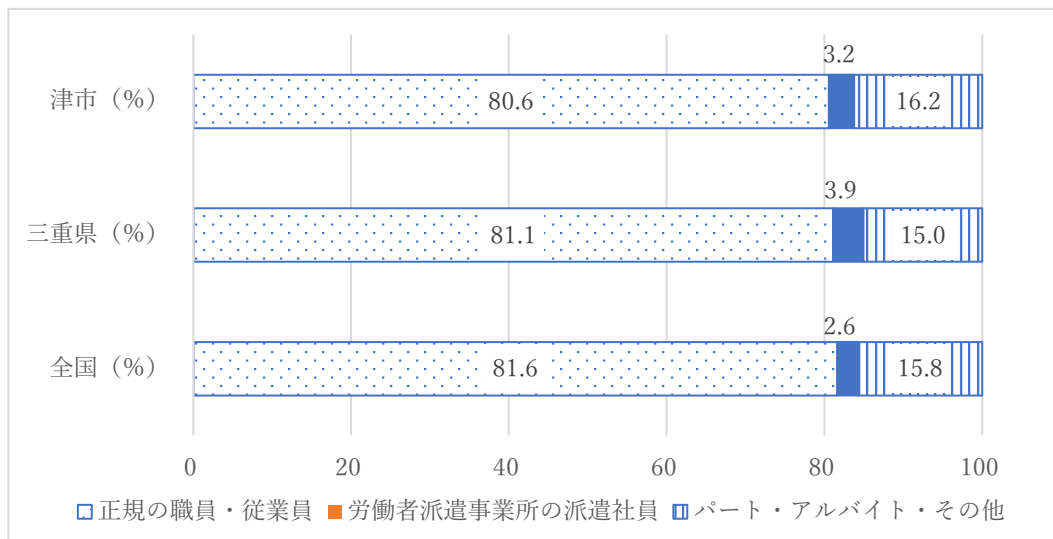
図 2-5 男性・女性の年齢別就業率（津市・令和2年）



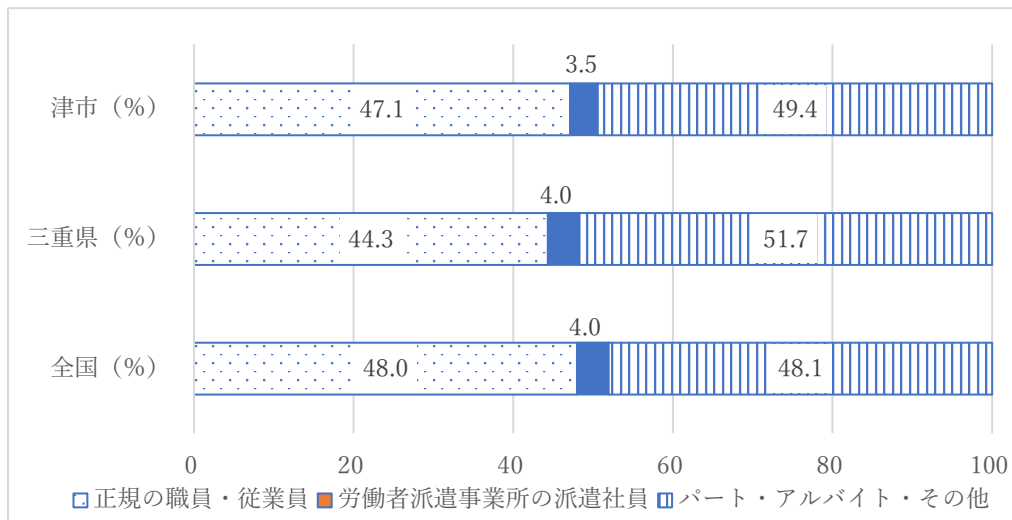
資料：国勢調査（令和2年）

図 2-6 雇用者の従業上の地位の割合

男性



女性

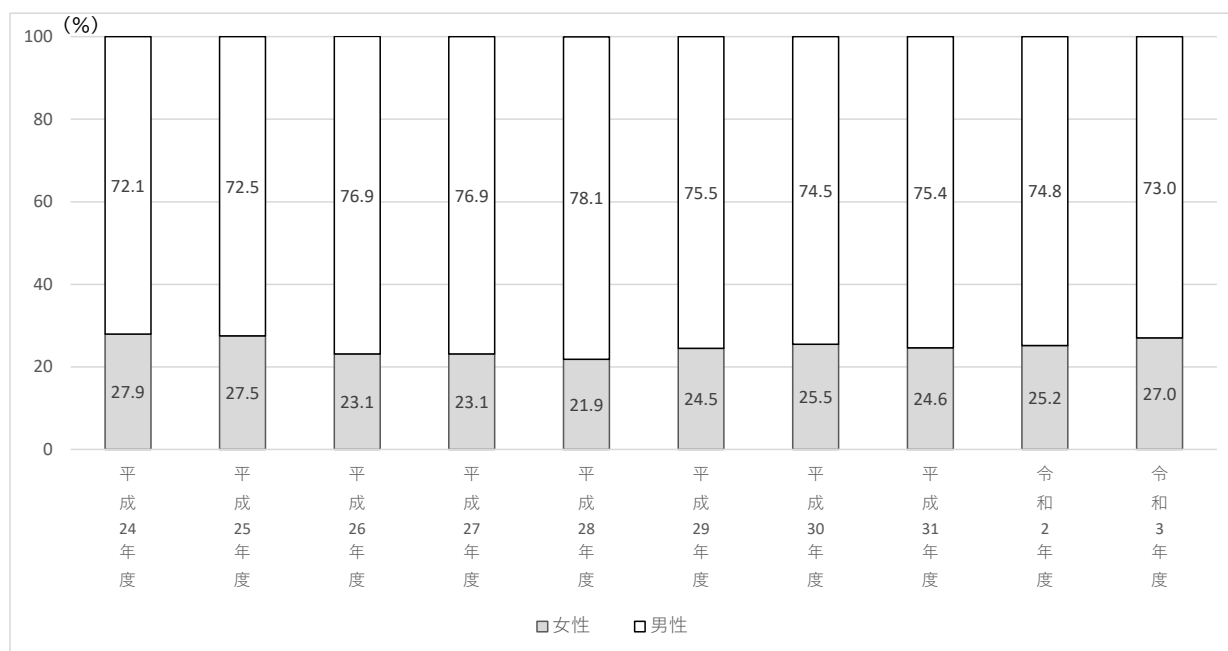


資料：国勢調査（令和2年）

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

審議会※₁等における女性委員比率の直近10年間の推移をみると、本市においては21%～27%台で推移しています。女性比率の目標値は、第1次男女共同参画基本計画(平成20年7月策定)から30%と設定し、女性の登用を促進する取組を進めてきましたが、目標値には届いていません。

図 2-7 審議会等の女性委員比率の推移（津市）



資料：津市行政経営課

※1 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置された、都市計画審議会、防災会議などの機関

(1) 市民意識調査及び事業所調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画に関する意識・生活の状況及び事業所における男女共同参画の状況を把握するために、市民意識調査及び事業所調査を実施しました。

(2) 調査の種類及び対象者

- ① 市民意識調査 市内在住の20歳以上の者：3,000人(無作為抽出)
- ② 事業所調査 市内の事業所：694事業所(津商工会議所の登録事業所のうち従業員10人以上の事業所)

(3) 調査期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月21日(火)まで

(4) 調査方法

郵送による調査(配布・回収とも)

(5) 回答率

- ① 市民意識調査 33.7%(回答数：1,011人)
- ② 事業所調査 45.0%(回答数：312事業所)

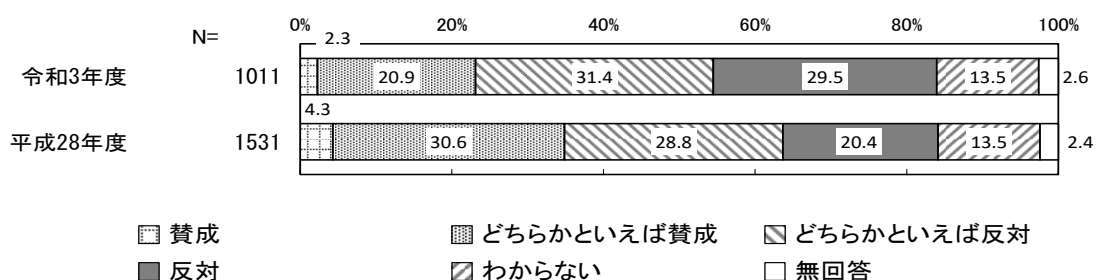
(6) 市民意識調査結果について

男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)について
 ・図中のNは有効回答数を示します
 ・小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります

① 固定的な性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた“反対する”の割合(60.9%)が、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた“賛成する”の割合(23.2%)を大きく上回っています。

図 2-8 「男は仕事、女は家庭」という考え方

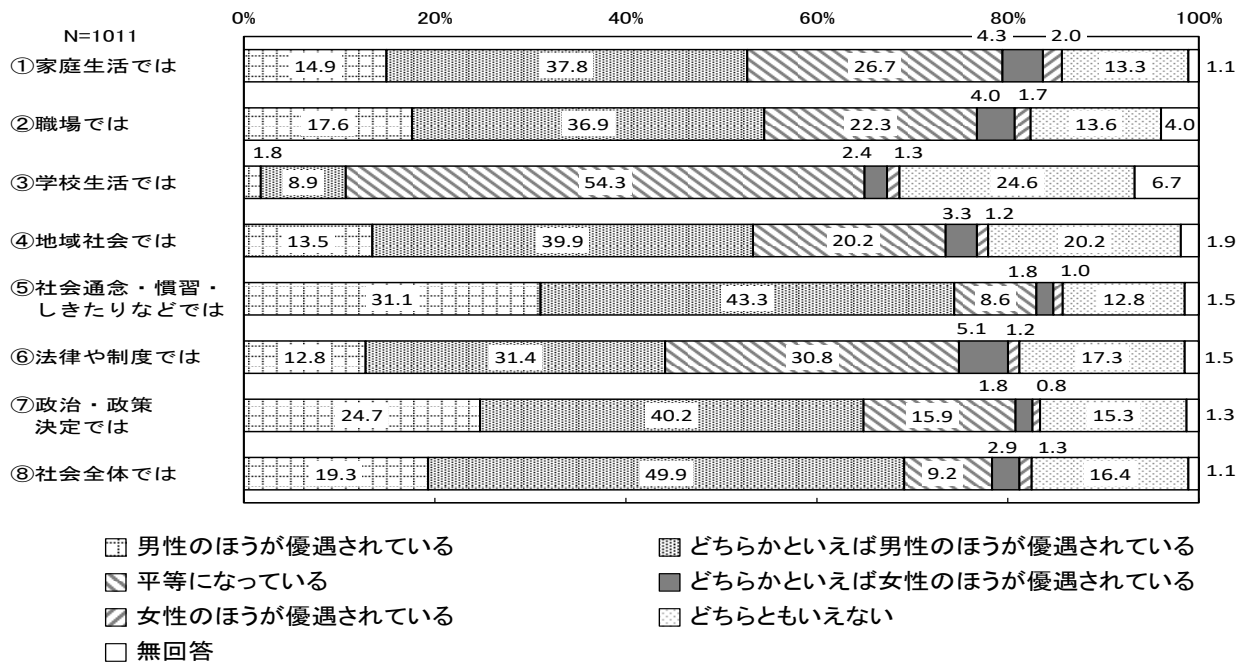


資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

② 男女の地位の平等感について

「学校生活では」を除くすべての項目で、「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が、「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」と「女性のほうが優遇されている」を合わせた“女性優遇”の割合を上回っています。また、「学校生活では」の項目では「平等になっている」の割合が高く、5割を超えています。

図 2-9 「男女は平等になっているか」という考え方

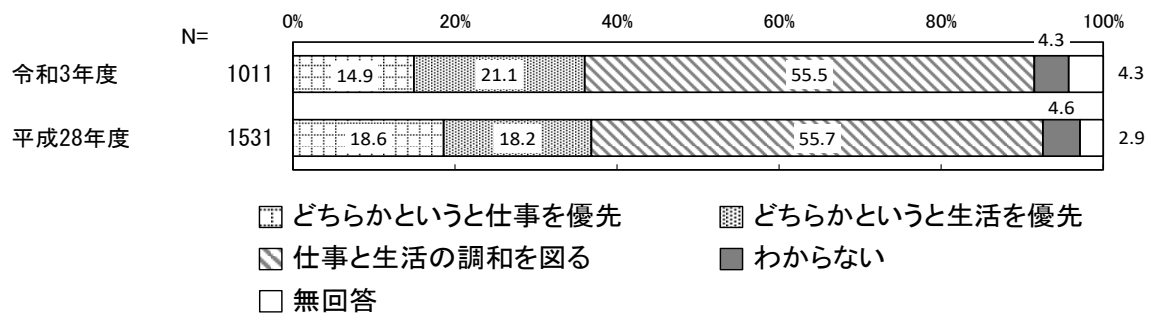


資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

③ ワーク・ライフ・バランスの希望について

日々の暮らしの中での時間の使い方における希望では「仕事と生活の調和を図る」の割合が55.5%と最も高く、次いで「どちらかという让生活を優先」の割合が 21.1%となっています。

図 2-10 暮らしの中での時間の使い方の希望



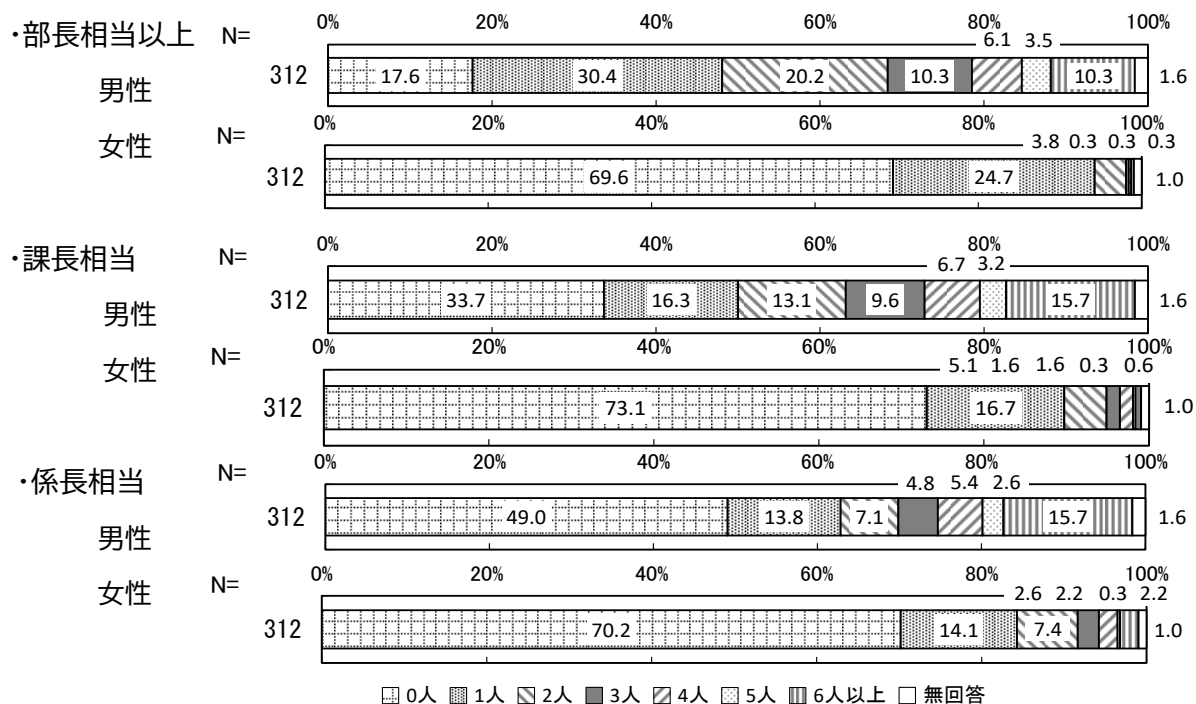
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

(7) 事業所調査結果について

① 女性の管理職の人数

部長相当以上、課長相当、係長相当のいずれも男性従業員に比べ女性従業員では「0人」の割合が高くなっており、女性の管理職が少ないことが明らかとなっています。

図 2-1 1 管理職の従業員の人数（男女別）

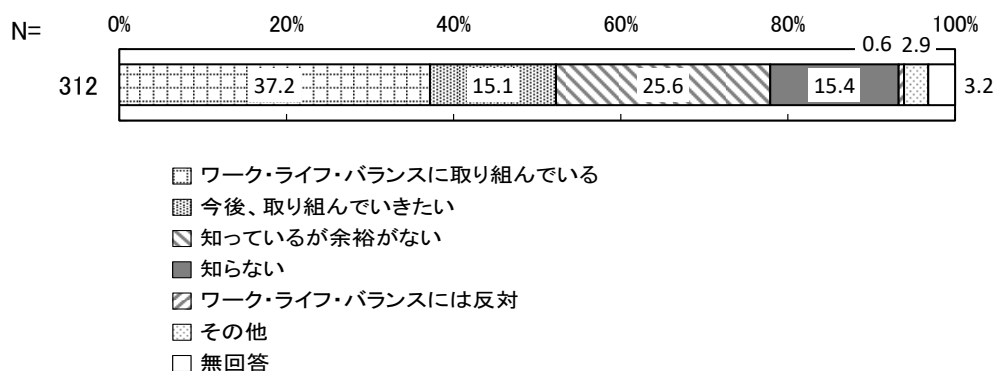


資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

② ワーク・ライフ・バランスの取組について

「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」が37.2%と最も高く、次いで「知っているが余裕がない」が25.6%となっています。

図 2-1 2 ワーク・ライフ・バランスについて



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

第3次計画では、5つの基本目標を掲げ、各事業を実施してきました。ここでは本市の男女共同参画を取り巻く現状と課題について、第3次計画の取組成果をもとに整理しました。

●基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの促進について

男女が共に仕事と生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要となる、育児・介護休業制度を実際に取得しやすい環境づくりのために、関係機関等と連携し、事業所訪問やセミナーの開催など意識の啓発や情報提供などの取組が必要です。

また、子育て支援の充実として、子どものショートステイや児童相談の実施など、日々寄せられる相談への助言やサービス運用により、虐待の未然防止の観点から支援の充実が引き続き必要です。

数値目標項目	取 組 内 容	H28年度 計画策定時 ※2	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値 ※3
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	46.0 %	—	—	—	56.1 %※4	65.0 %

※2 第3次計画策定のために参考とした平成28年度の数値

※3 第3次計画で計画期間最終年度(令和4年度)の目標としている数値

※4 令和3年度市民意識調査に基づく数値

●基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進について

審議会等における女性委員比率について、目標値を30%以上と設定し、女性の登用を促進する取組を進めてきましたが、現状27.0%となっています。これは、あて職により委員を登用していることも要因の一つとして考えられますが、女性の活躍を後押しする体制や環境づくりの整備の必要性がうかがえます。

数値目標項目	取 組 内 容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、各審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	21.9 %	25.5 %	24.6 %	25.2 %	27.0 %	30.0 %

●基本目標Ⅲ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進について

防災会議や避難所運営委員会の構成員に、更に多くの女性が参画できるように行政からの働きかけが必要です。

各種相談事業は需要が多く、より多くの人が利用できるよう相談体制の充実や 相談事業の充実を図ることが必要となります。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※5の言葉の認知率は依然として低く、今後もリプロダクティブ・ヘルス／ライツの言葉やその意味の啓発を進める必要があります。

数値目標項目	取 組 内 容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
防災会議における女性委員の比率	防災会議における女性委員の増加に努めます。	16.0 %	18.0 %	18.0 %	15.9 %	16.2 %	20.0 %

※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満足した性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

●基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備について

幼い頃から自分には大切にされる権利があることや暴力から逃げる権利・相談することの大切さなどを学ぶことで、DVや各種ハラスメントから自分の大切な権利を守ることにつながるため、今後も継続した取組が必要です。また、コロナ禍においてDVの増加や深刻化が懸念されていることから、引き続きDVの被害者支援が必要です。

数値目標項目	取 組 内 容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
DV 被害者 で相談した 人の比率 (相談／ 被害者)	各種相談機関の機能や利用 方法について、広報紙・インタ ーネットなどを活用し、広く市 民への周知に努めます。	38.1 %	—	—	—	40.7 % ※6	60.0 %

※6 令和3年度市民意識調査に基づく数値

●基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる推進体制の強化について

男女共同参画が身近に感じられるよう、男女共同参画フォーラムや市民人権講座などを実施してきましたが、コロナ禍において集合形式で実施ができないなどの問題がありました。しかし、オンライン方式などにより、集合しなくても効果的な取組も可能となることから、講師の選定、開催日時・場所など開催方法の工夫が必要です。

数値目標項目	取 組 内 容	H28年度 計画策定時	H30年度 現状値	R 元年度 現状値	R2年度 現状値	R3年度 現状値	R4年度 目標値
男女共同参 画フォーラ ム参加人数	実行委員会(公募市民)と行 政との協働で開催するフォー ラムを通じて、市民の男女共 同参画意識の高揚を図りま す。	608 人	801 人	358 人	開催 なし	280 人	700 人 (毎年)

第4次津市男女共同参画基本計画策定に当たっての課題

(1) 国の課題

国が、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げたのは、平成15年(2003年)のことで、平成27年(2015年)策定の第4次男女共同参画基本計画においても、取組は進められましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されませんでした。また、毎年、「世界経済フォーラム」が公表するジェンダー・ギャップ指数の最新値では、日本は146か国中116位となっています。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

政党に対し、政治分野における女性の活躍を促進するために、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、その趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを求められていますが、衆議院の女性議員比率は、9.9%で世界190か国中167位と国際的にみて後れているとされています。

また、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者暴力支援センターの相談件数は年々増加しており、令和2年度の相談件数は129,491件で過去最高となっています。早急に解決すべきこれらのことが、国の取組の根底にあります。

(2) 津市の課題

① 男女の地位の平等感について

市民意識調査において、学校生活では「平等になっている」と感じる人の割合が高く、5割を超えていますが、社会全体では、「男性優遇」と感じている人の割合が高く、6割を超えています。性別でみると、学校生活を除くすべての分野で、女性は男性に比べ「男性優遇」と感じています。男性は女性に比べ「平等になっている」と感じていることから、男女間で意識の差があり、全体を通して平等になっていると感じられるよう、この差を解消していくことが重要な課題です。

また、事業所調査において、男性管理職に比べて、女性管理職が少ないことがうかがえ、女性管理職の少ない状況をどのように改善していくかも取り組むべき課題です。

② 固定的な性別役割分担意識について

市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、否定的な考えが増えており、固定的な性別役割分担意識は、改善されつつありますが、依然として肯定する人も2割以上いることから、性別にとらわれないような意識への変化を更に促す取組が求められます。

③ ワーク・ライフ・バランスについて

市民意識調査においては、仕事と生活の調和を図りたいが、現実には仕事を優先としている人が多くなっています。事業所調査においても、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所が増えていますが、取り組む余裕がないと回答する事業所も1/4あります。希望と現実の差を小さくするため、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透と意識醸成を図るとともに、仕事と家庭生活の両立が可能となるような環境づくりを進めることが求められます。

④ 政策・方針決定過程における女性の参画促進

本市の審議会等における女性委員の割合は27.0%(令和3年度)で横ばいとなっており、国の40.7%(令和2年)を大きく下回っており、市全体で、政策・方針決定過程への女性の参画や登用をより一層推進するための機運づくりや仕組み等が必要です。

⑤ 多様な分野における男女共同参画の視点での支援の充実

本市においても、少子高齢化が進行しているとともに、世帯人員も減少が続き、市民の家族の状況、必要となる支援は更に多様になっていると考えられます。困難を抱える人々を総合的、包括的に支援する体制を整備するとともに、支援に当たって男女共同参画の視点を持つことが必要です。

また、一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる社会づくりのためには、性の多様性や性的マイノリティの人への理解を深めることも大切となります。

さらに、SDGsの達成に資するためにも、本市において常にジェンダーの視点を施策に盛り込んでいくことが必要となっており、福祉、健康、防災などの各分野において男女共同参画との関連づけや注力していく男女共同参画の課題を明確にしていく必要があります。

第3章

計画の考え方

(1) 課題解決の方向性

第3次計画で実施してきた目標で達成に至らなかった課題については、本計画においても引き続きこれまでの取組を実施していくほか、社会情勢の変化により新たに顕在化した課題等にも対応していきます。

第2章で考察したとおり、男女の平等感などの認識については、大きな変化は見られず、男女間や各年代層で認識の差があります。また、職場や地域社会における平等感の認識にも変化はみられず、男女の平等が進んでいるとは言えません。このように意識格差の改善が男女共同参画社会の実現に向けて大きな課題となっています。

このため、すべての人が成長する過程において、教育等の充実により、常に男女平等の意識を持つことができるようにするとともに、実行を支える制度等の浸透を図ることで、引き続き男女共同参画の取組を進めるものです。

(2) 男女共同参画と SDGs

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、2015年の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、経済・社会・環境の諸問題の解決に取り組み、持続的な世界を実現するための17の目標を定めています。

特に、SDGsの目標5として「ジェンダー平等の実現」を掲げており、性別による差別をなくし、女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かちあえる社会を作ること、女性と女兒が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられることを目標としています。本計画は男女共同参画社会の実現を目標としており、SDGsの目標5をはじめとする17の目標と重なっていることから、本計画により男女共同参画を推進することは、SDGsの推進につながるものと考えます。



男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本計画は、この「男女共同参画社会の実現」を目標とします。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の4つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

<津市男女共同参画推進条例における基本理念>

- (1)男女が、性別により差別されことなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2)男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3)社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4)男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。



< 第4次津市男女共同参画基本計画の目標 >

～男女共同参画社会の実現～

●第4次津市男女共同参画基本計画の取組方針

本計画では学校、職場、家庭、地域のそれぞれの場面での取組方針を持ち、施策に取り組んでいきます。

それぞれの場面での取組方針	学 校	・子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通して、男女共同参画の意義や重要性を正しく理解し、具体的な態度や行動につなげられる力の育成
	職 場	・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる職場づくり ・あらゆるハラスメントのない職場環境づくり
	家 庭	・安心して子育てや介護ができる環境の実現と、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくり ・配偶者等からの暴力の根絶
	地 域	・固定的な性別役割分担意識の解消 ・方針決定の場における女性の参画促進



一人ひとりの男女共同参画社会の意識を高める 男女が共に活躍できる社会に仕組みを変える
--

男女共同参画社会の実現には、男女の地位の平等感や、固定的な性別役割分担意識等の課題の解消が求められており、そのためには学校や地域での教育が重要です。そこで、本計画では、幼少期から生涯にわたる男女共同参画の教育の機会の充実を図ることを一番の柱とし、市民の性別に捉われないような意識への変化を促していきます。

また、職場においてのワーク・ライフ・バランスを実現し、政策・方針決定の場においての女性の参画を推進することで、女性活躍を推進します。そして、家庭や地域の身近な暮らしの場において、男女が協働して活躍できる環境づくりを進めるとともに、DVやハラスメントなど、男女共同参画の推進を阻害する暴力等に対しては、防止対策と被害者への支援に取り組みます。さらに、市民へ広く男女共同参画を啓発することで、誰もが安心して暮らせる社会をめざします。

基本目標

考え方

I 生涯にわたる男女共同参画の教育

子どもの頃から男女共同参画の意識づくりを促進するため、教育の機会の充実を図るとともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場から実践することができるよう、地域や家庭における意識啓発に努めます。

II ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の活躍に向け、就業支援を行うとともに、豊かな暮らしの実感を得ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を支援します。

Ⅲ 政策・方針決定の場における 女性の活躍推進

行政、事業所、地域をはじめ、さまざまな団体などの方針決定の場に、女性も男性も参画を促進することで均衡の取れた協働社会をめざし、また、企画・立案の過程に女性が積極的に参画できる社会をつくります。

Ⅳ 身近な暮らしの場における 男女共同参画の推進

男女が協働して、仕事、家庭、地域で活躍できるよう、育児・介護等の支援と生涯にわたる健康で安心してらせる環境づくりの支援を通じて、暮らしの場における男女共同参画を推進します。

Ⅴ 男女共同参画を阻害する 暴力防止等に対する環境 の整備

男女共同参画を阻害する重大な人権侵害であるDVやあらゆるハラスメント等を予防し、根絶するため、DVやハラスメント被害者への支援に向けた、相談支援体制の充実と、暴力根絶に向けた啓発に取り組めます。

Ⅵ 誰もが安心して暮らせる 男女共同参画社会づくり

男女共同参画に対する正しい理解を促進し、男女がともに地域活動や家庭生活等に参画できるよう、男女共同参画の意識啓発や推進体制の強化を促進します。

4 施策体系	
目標	基本目標
男女共同参画社会の実現	I 生涯にわたる男女共同参画の教育 II ワーク・ライフ・バランスの促進 III 政策・方針決定の場における女性の活躍推進 IV 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進 V 男女共同参画を阻害する暴力防止等に対する環境の整備 VI 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり
	①教育の場における男女共同参画の推進 ②家庭・地域における男女共同参画の促進 ③事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進 ④就業・能力開発のための支援 ⑤自営業における女性活躍の推進 ⑥事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市の方針決定等における男女共同参画の推進 ⑧子育て支援の充実 ⑨男女の生涯にわたる健康の支援 ⑩介護・高齢者・障がい者支援の充実 ⑪防災対策における男女共同参画の促進 ⑫DV 防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑬あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実 ⑭生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ⑮男女共同参画に関する意識の普及 ⑯女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進 ⑰男女共同参画推進のための連携体制づくり

下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

第4章

施策の推進

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育

●背景

男女共同参画に関する法制度の整備が進むとともに、様々な取組が進められてきましたが、依然として、社会全体に浸透するまでには、至っていません。

背景には、働き方・暮らしの根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられます。

令和3年度の市民意識調査において、男女の地位の平等感について、「学校生活では」を除くすべての項目で、「男性優遇」の割合が、「女性優遇」の割合を上回っています。社会全体における男性優遇感が高くなっている状況が伺えます。

男女共同参画への理解を広げていくためには、生まれてから成長する過程での意識づけが重要であり、学校、地域等において、教育、学習の場を充実させていく必要があります。男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたる意識啓発が重要です。

●めざす姿

男女共同参画の推進に係るすべての取組の基礎として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもの頃から、その成長に応じて各世代で固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要となります。

よって、幼児期から男女共同参画意識が醸成される環境づくりを行うため、学校教育や家庭教育、及び地域等における学習機会の充実などにより、子どもから高齢者まで幅広い意識改革をめざします。

● 施策の方向 ●

① 教育の場における男女 共同参画の推進



幼児期からの男女共同参画の学習機会を設け、学校等において、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。また、教職員等へ男女共同参画についての理解を深めるための教育を進めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
1 幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実	保育園、幼稚園、こども園、小・中学校などにおける日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	子育て推進課 学校教育課 教育研究支援課
2 児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進	保育士および施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	子育て推進課
3 学校における健康教育の推進	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育などを推進するため、健康教育を行います。	教育研究支援課

4 男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の習得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるよう進路指導・生徒指導に努めます。	教育研究支援課
5 男女共同参画に関する講義科目の充実	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	三重短期大学事務局 大学総務課
6 男女共同参画に関する教職員の人権教育研修会	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。	人権教育課

● 施策の方向 ●

② 家庭・地域における男女共同参画の促進

多様な教育活動の中で、家庭・地域における男女共同参画の理解の促進に努め、また、一人ひとりが大切にされ、自分が自分らしく生きられる社会に関する理解を深めるための取組をします。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
7 男女共同参画に関する市民人権講座の充実	家庭・地域において、男女共同参画に関する事など、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権課
8 男女共同参画に関する人権教育講演会の充実	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民および人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。	人権教育課（各教育事務所）
9 男女共同参画に関する人権出前講座の充実	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくれます。	人権教育課

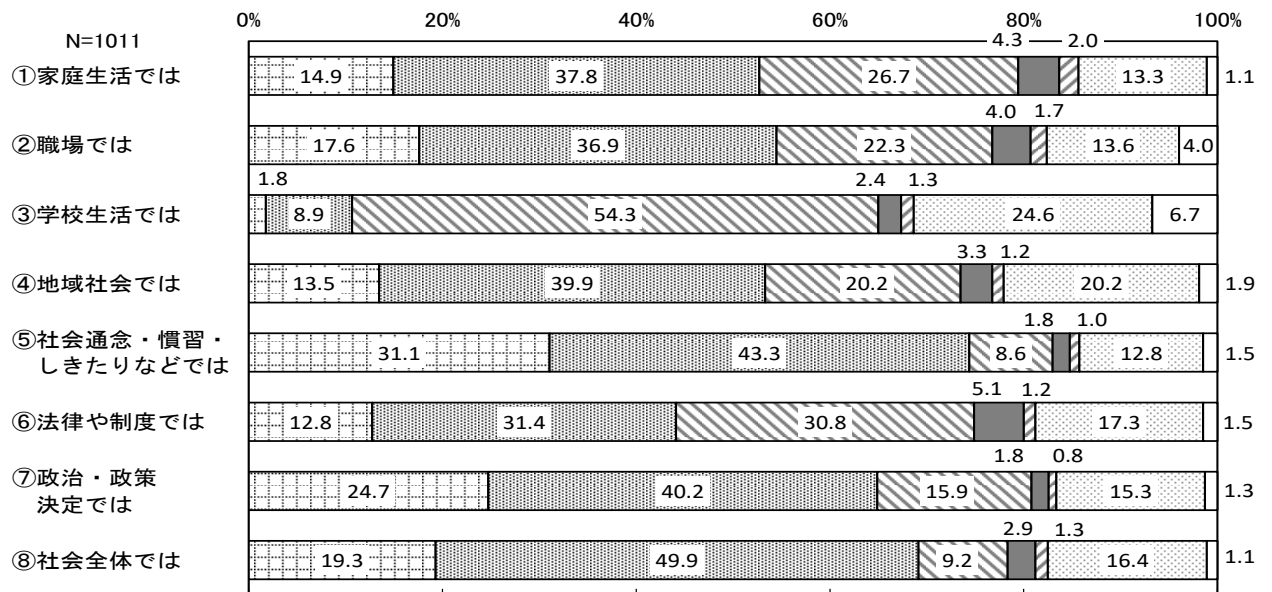
10	地域力創造セミナーの充実	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。	生涯学習課
11	家庭教育支援事業の開催	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援事業を実施します。	生涯学習課
12	男性のための家事力向上講座の充実	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任(料理など)や地域での活動を男性も共に担っていく必要性があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課

●数値目標●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
男女共同参画に関する市民人権講座の参加人数	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	36 人 (3カ年 平均)	45人 (毎年)	人権課

図4-1 「男女は平等になっているか」という考え方

【令和3年度調査】

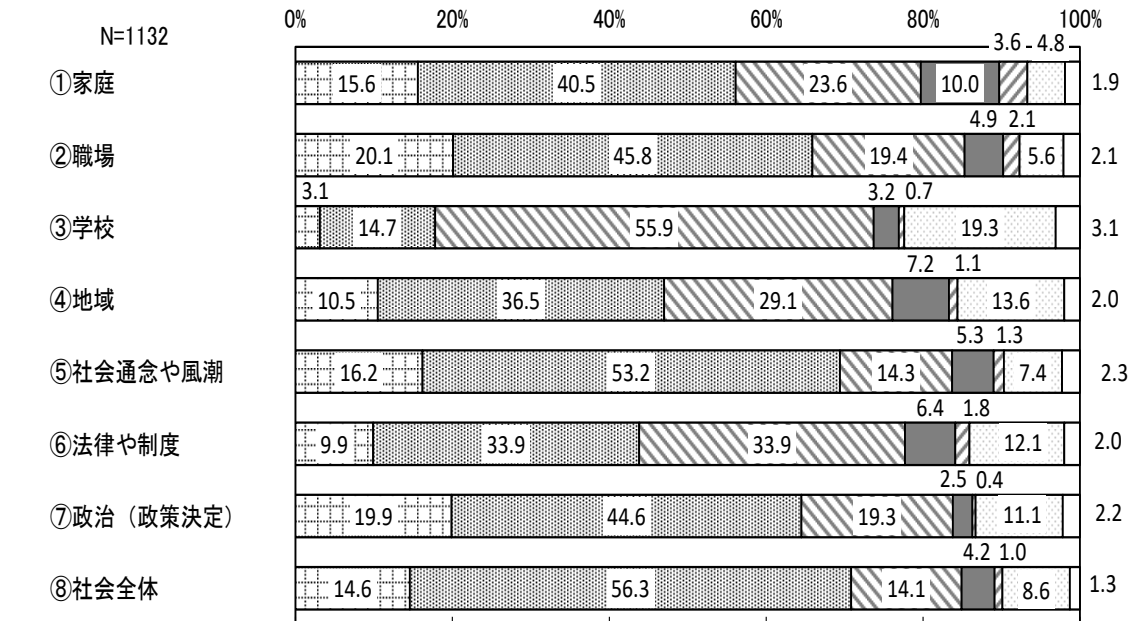


資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

- ☐ 男性のほうが優遇されている
 ☐ どちらかといえば男性のほうが優遇されている
- ☐ 平等になっている
 ☐ どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- ☐ 女性のほうが優遇されている
 ☐ どちらともいえない
- ☐ 無回答

図 4 - 2 分野別の平等感

【参考 令和元年度 県調査】



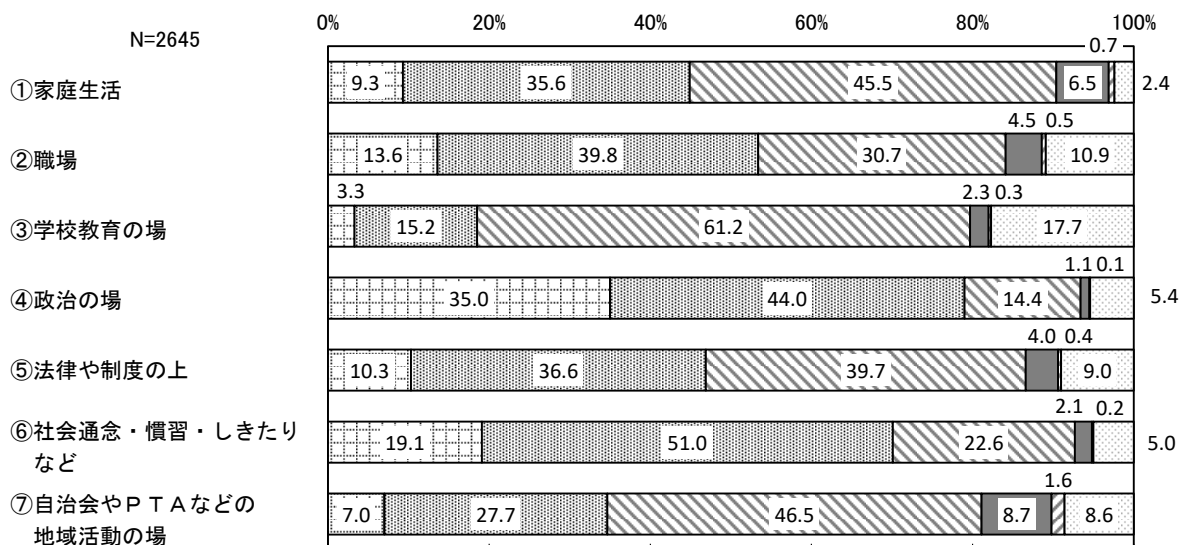
- 男性の方が優遇されている
- 平等である
- 女性の方が優遇されている
- 無回答

- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

資料：「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（三重県）」令和元年度

図 4 - 3 分野別の平等感

【参考 令和元年度 内閣府調査】



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている

- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

資料：「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」令和元年度

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進

●背景

人生100年時代の到来に伴って職業人生が長くなる今後においては、仕事中心の現役生活から引退して仕事のない老後生活へ移行するという発想ではなく、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要になります。また、職業能力を高めたり、キャリア選択を行うための学び直しの機会を持ったりすることも大切になります。そうしたそれぞれのライフステージに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方や支援策を検討する必要があります。

令和3年度の市民意識調査において、暮らしの中の時間の使い方について、仕事と生活の調和を図ることを希望する人が55.5%と最も多く占めているにもかかわらず、実現できていると回答した人は、31.3%にとどまっており、仕事と生活が両立しにくい現状となっています。性別で見ると、男性は仕事を優先する回答が多いのに対し、女性は仕事と生活の調和を図るという回答が多くなっており、男女の意識に差異が見られ、固定的な性別役割分担意識との関連が推察されます。

●めざす姿

男女が共に仕事や家庭生活などへ参画し、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減などを推進し、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を実現します。

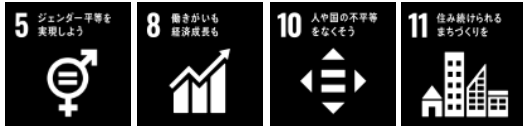
少子高齢化が進む本市において、今後は生産年齢人口の急速な減少が見込まれます。一方、未婚化・晩婚化の傾向が続く中で、就労者に占める女性の割合は増加傾向にあり、働く場における女性の存在はこれまで以上に重要となります。また、子どもができて女性も職業を持ち続けることを希望する人は増加しています。

これらの状況を踏まえ、就労する女性の能力向上に向けた支援、出産や子育てによって一時的に離職した女性に対する再就職支援などの取組により、女性が活躍できる社会をめざします。

● 施策の方向 ●

③ 事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進

男女が共に仕事と生活を両立できるよう、事業所や勤労者に対して、働き方や固定的な性別役割分担意識を見直すなどの意識啓発を行います。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
13 事業所訪問による啓発	関係課(室)が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
14 勤労青少年講座の実施	働く若年層の仲間づくりや余暇の充実など、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	商業振興労政課
15 勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	商業振興労政課

● 施策の方向 ●

④ 就業・能力開発のための支援

就業を希望する人のための就業相談や情報の提供のほか、勉強会やセミナーなどを開催し、能力開発への支援の充実に努めます。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
16 就業相談・就業支援	関係機関と連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。	商業振興労政課
17 職業能力向上に向けた支援	関係課(室)が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	男女共同参画室 商業振興労政課 生涯学習課
18 就業条件向上の啓発	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問などを通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。	商業振興労政課
19 育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発	職員が子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	人事課

●施策の方向●

⑤ 自営業における女性活躍の推進



起業・創業を考えている人などに対して、勉強会やセミナーなどを開催し、また、地域農業の担い手である女性農林水産業者への支援の充実に努めます。

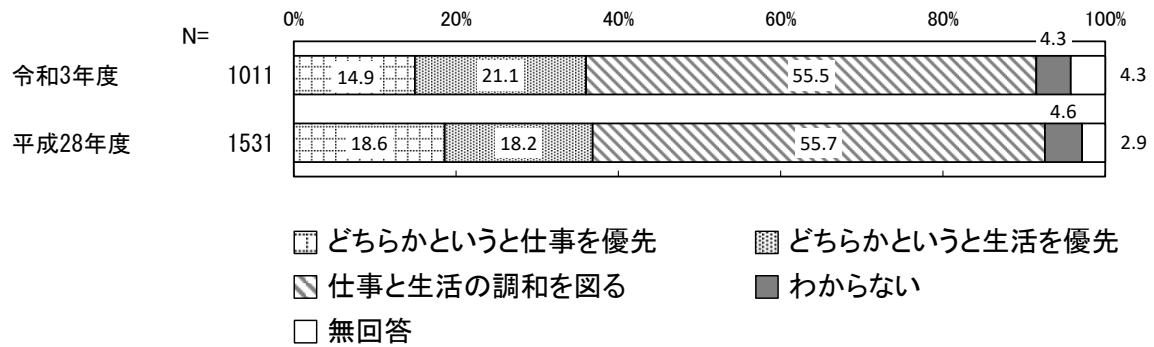
●施 策●

事業名	内容	担当部署
20 起業家などに対する支援	市内の公的な創業支援機関と連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供などの支援を行います。	経営支援課
21 農林水産業従事女性への意識啓発・支援	家族経営協定の締結の後、認定農業者への共同申請を促進します。	農林水産政策課

●数値目標●

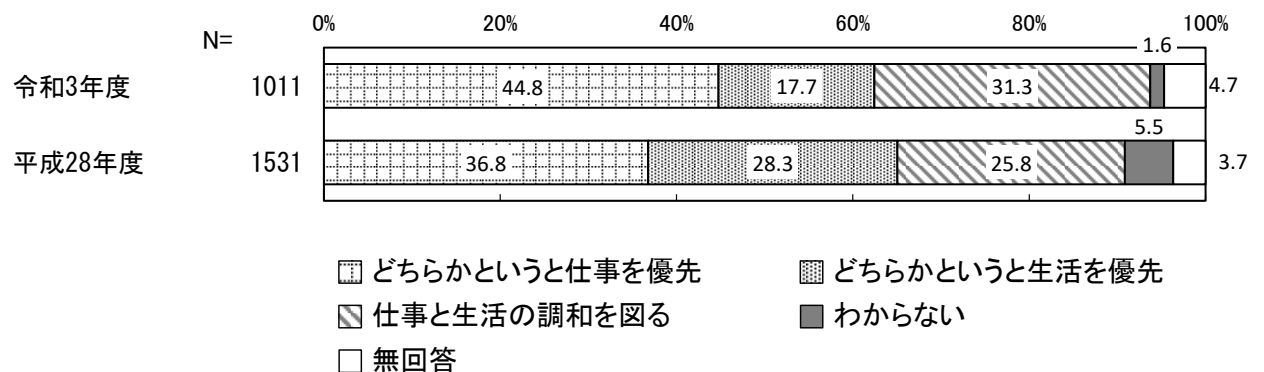
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
意識啓発のための 訪問事業所数	市内事業所を訪 問し、人権尊重、男 女共同参画、ワーク・ ライフ・バランスなど についての意識啓発 を図ります。	0事業所	40 事業 所(毎年)	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
ワーク・ライフ・バラ ンスの認知度	市民や事業所に対 し、男女のこれまでの 固定的な性別役割分 担意識の見直しな ど、男女が共に仕事 と生活を両立する意 識の啓発や情報提供 を行います。	56.1%	65.0%	男女共同参画室
「男は仕事、女は家 庭」という考え方に 反対する市民の比 率	これまでの固定的 な考え方ではなく男 女共同参画、ワーク・ ライフ・バランスの考 え方の啓発を進めま す。	60.9%	70.0%	男女共同参画室
市の男性職員の育 児休業取得率	本市男性職員の育 児休業取得率の向上 に努めます。	14.7%	50.0%	人事課

図4-4 暮らしの中での時間の使い方の希望



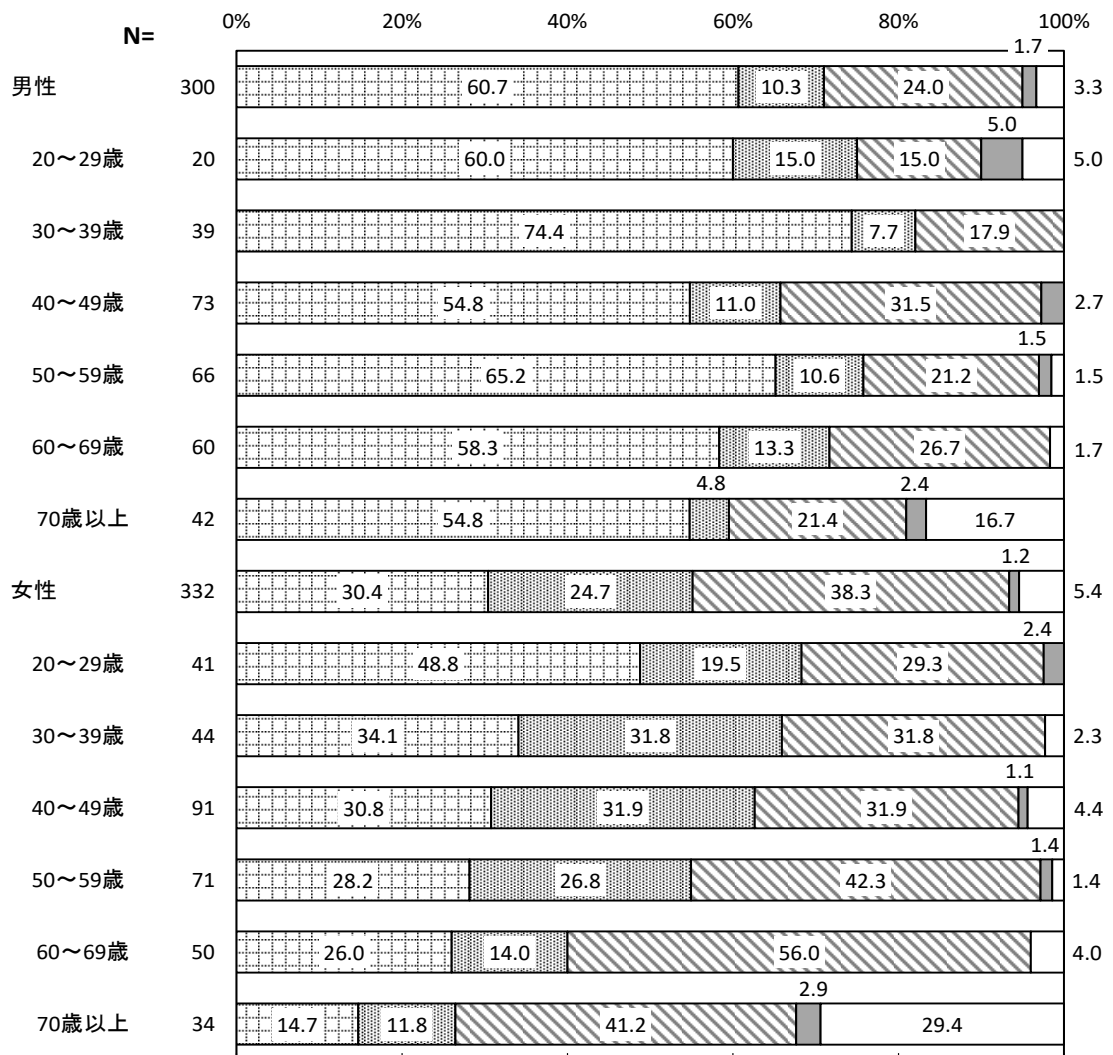
資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図4-5 暮らしの中での時間の使い方の現実



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

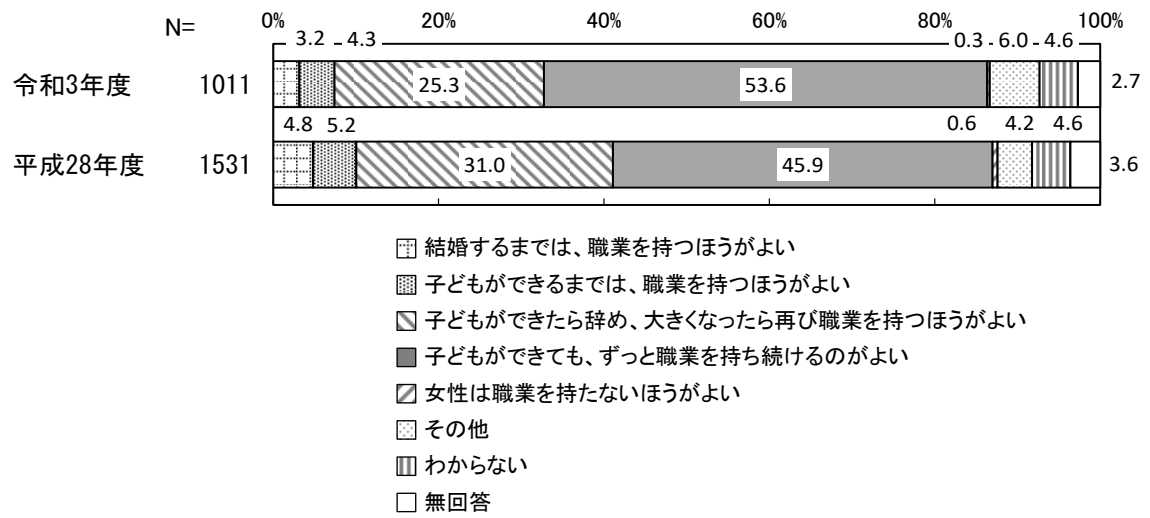
図4-6 性・年齢別 暮らしの中での時間の使い方の現実



- ☐ どちらかという仕事を優先
 ☐ どちらかという生活を優先
- ☐ 仕事と生活の調和を図る
 ☐ わからない
- ☐ 無回答

資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図4-7 女性が職業を持つことについて



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

基本目標Ⅲ

政策・方針決定の場における女性の活躍推進

●背景

政治、経済、社会などのあらゆる分野において、政策・方針決定に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、少子高齢化や人口減少、また、価値観の多様化が進む中で様々な視点を確保することにより、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では第3次計画を女性活躍推進法に基づく計画として位置付け、女性活躍の取組を進めてきました。しかし、令和3年度事業所調査の結果からも、事業所における女性の管理職が少なく、また、今後「近いうちに管理職になる予定」と回答した率も低くなっており、企業における女性の管理職への積極的な登用等が進んでいない現状が伺えます。

市の審議会等についても女性委員の登用が進んでおらず、また、市職員の女性の管理職への登用も同様に進んでいないため、引き続き、市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取り組まなければなりません。

平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、政治分野での法的整備等が進められてきました。本市でも政治分野における男女共同参画を促進するための取組が求められています。

●めざす姿

事業所、各種団体、地域などの政策・方針決定の場において、女性が参画できる社会をめざします。中でも、現在、女性の参画の少ない防災や農業分野の方針決定の場においても、女性が登用される社会にしていきます。

また、市の審議会等の女性委員の登用とともに、職員の管理職の女性の登用を進め、行政が率先して、職場での女性活躍・男女共同参画が進んだ組織をめざします。

● 施策の方向 ●

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業所・各種団体などの方針決定の場や政治分野において、男女が共に自分の意思を反映できるよう、女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行います。



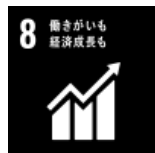
● 施策 ●

事業名	内容	担当部署
22 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進	事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	男女共同参画室 商業振興労政課
23 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	危機管理課
24 農業委員会への女性の登用の推進	農業委員会の委員等の任命・選出において、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、女性の登用を推進します。	農業委員会事務局
25 政治分野への女性の参画の推進	政治分野における男女共同参画を促進するための啓発を行います。	男女共同参画室

● 施策の方向 ●

⑦ 市の方針決定等における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、職員各々の能力や適性に応じた登用・配置に努めます。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
26 審議会などへの女性の登用推進	市が設置する審議会※などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。 ※都市計画審議会や防災会議など	全庁 行政経営課
27 市職員における女性の管理職への登用の推進	女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹および担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置及び人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	人事課 消防総務課

28 市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、固定的な性別役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。	人事課 消防総務課
29 津市職員男女共同参画研修会の充実	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	人事課 男女共同参画室

● 数値目標 ●

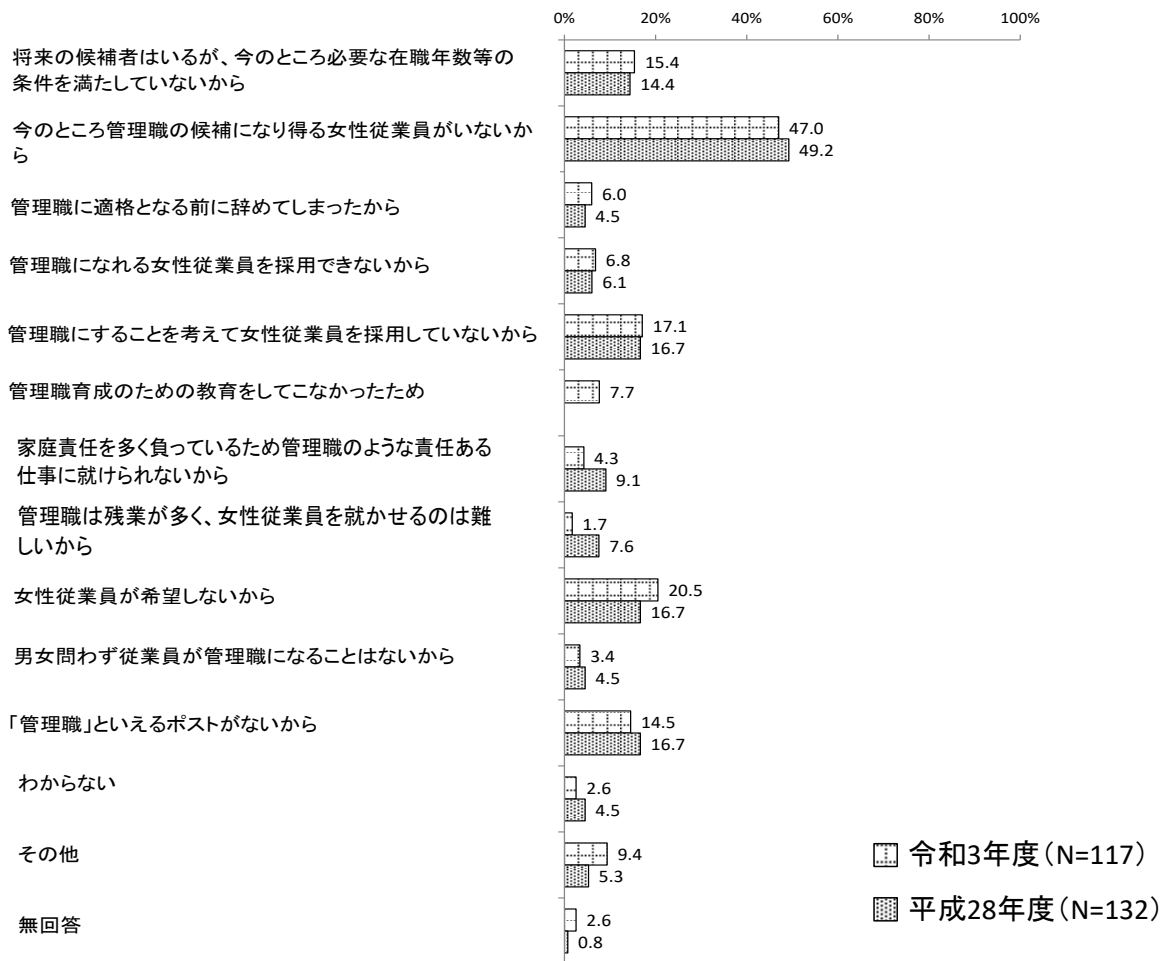
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
農業委員会における女性委員の比率	農業委員会における女性委員の増加に努めます。	8.3%	12.5% (R7) ※1	農業委員会事務局
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、女性の登用を推進します。	27.0%	30.0%	全庁 行政経営課
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	11.8%	18% (R7) ※2	人事課
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	14人	18人	消防総務課

※1 農業委員会の改選時(令和7年度)における目標値

※2 特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)における目標値

図 4-8 女性の管理職がない理由

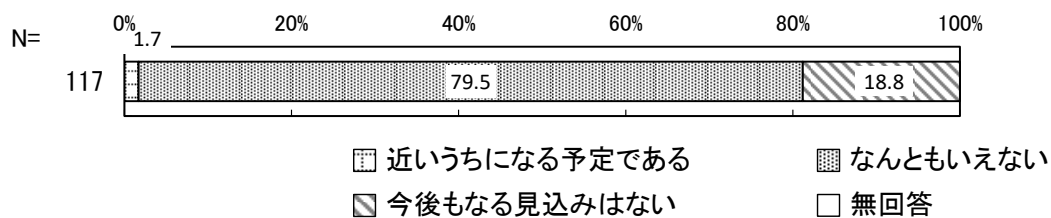
(複数回答可)



※平成 28 年度の結果がない項目は、H28 年度調査にその選択肢がありませんでした。

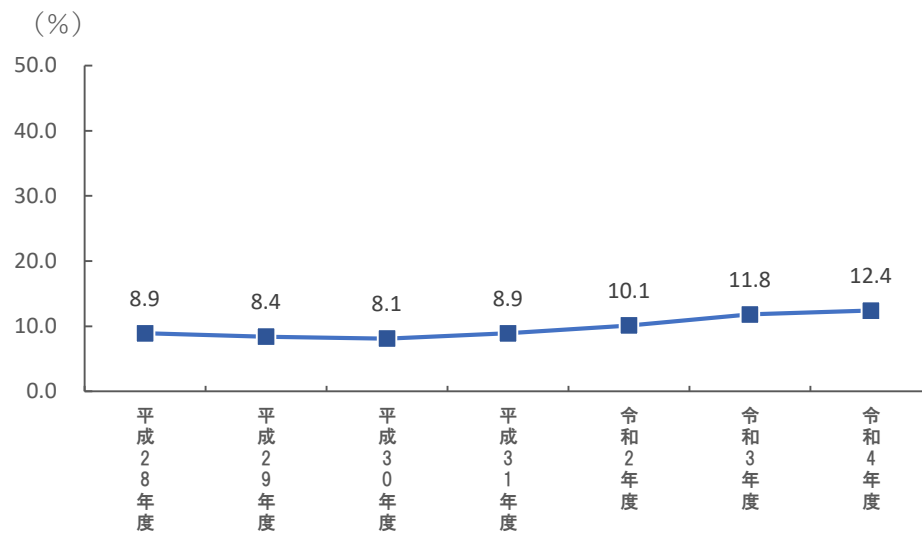
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-9 今後女性が管理職になることがあるか



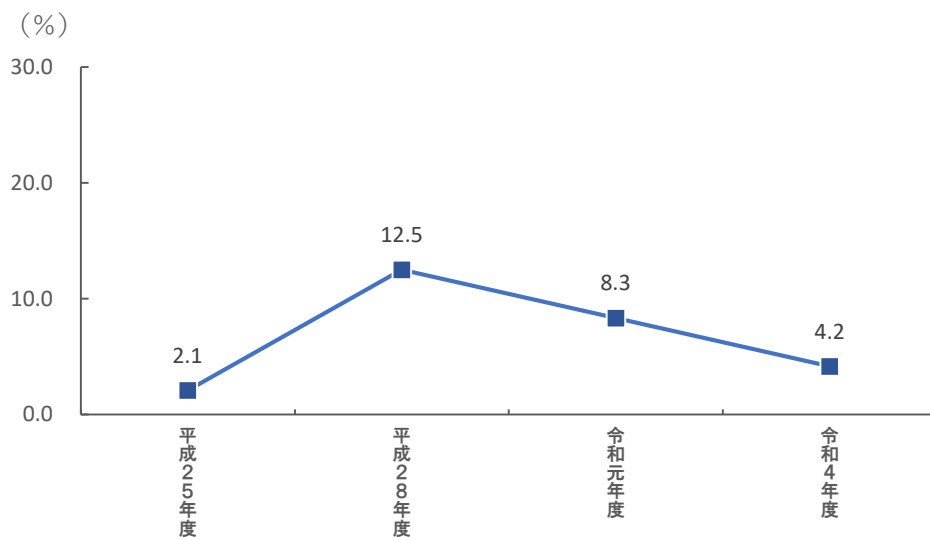
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-10 市職員の女性管理職比率の推移



資料：津市人事課

図 4-11 市農業委員会の女性委員比率の推移



資料：津市農業委員会

基本目標Ⅳ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

●背景

身近なくらしの場においては、固定的な性別役割分担意識の解消が重要です。令和3年度の市民意識調査では、家庭での洗濯や掃除、食事の支度・片付けなどを女性が中心に行う割合が高くなっており、家庭や地域における男女共同参画の意識啓発が必要です。併せて、男女がともに仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備も必要であり、同調査によると、安心して子育てするためには、保育サービスの充実など、地域での子育て支援の充実を挙げた人が6割を超えています。また、介護の担い手としては、ホームヘルパーや施設サービスの充実など社会全体で担うべきと答えた人が6割を超えており、保育環境の整備や介護サービスの充実が求められています。

そして、男女がお互いの身体の特徴を理解し、生涯にわたり心身ともに健康を保つことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものであり、そのためには、正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けられることが大切です。また、女性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、妊娠・出産を自身で決定していくことが重要です。

さらに、大規模災害の発生は、女性や子どもなど弱い状況にある人がより多くの影響を受けると言われていることから、男女共同参画の視点から防災対策に取り組むことが重要です。

●めざす姿

多様なニーズに応じた保育サービスや子育て支援サービスの実施と、介護制度や相談支援体制を提供することで、男性が家事や育児等に参画することを推進し、男女がともに子育てや介護をしながら、家庭や地域、職場において豊かな生活の実現をめざします。

そして、引き続き、年代に応じた健康支援への取組と的確な医療が受けられる体制づくりをすることで、生涯にわたる健康の保持をめざします。また、特に若い世代に対しては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発をすることで、自ら選択し自分らしく生きられるような社会にしていきます。

また、災害時における事前の備えや避難所運営には、女性が防災の担い手とし

て積極的に参画することで、様々なニーズに配慮し、誰もが安心できる防災現場とします。

● 施策の方向 ●

⑧ 子育て支援の充実



子育てと仕事が両立できるよう、安心して子育てができる環境の整備とサービスの充実に努めるとともに、また、男性の育児参画を推進します。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
30 子育て支援事業の充実	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	子育て推進課
31 保育サービスの充実	保育の需要見込みに対応するため、施設整備や保育士確保を進めるとともに延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	子育て推進課
32 放課後児童対策の充実	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	生涯学習課

33	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	こども支援課
34	子育て支援ショートステイ事業の充実	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気など介護・育児不安などにより、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。	こども支援課
35	家庭児童相談の実施	子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	こども支援課
36	男性の育児参画の推進	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	こども支援課
37	市職員の家庭における男女共同参画の推進	男性の家庭での育児・介護等について職員に啓発を行い、また、男性職員向けの家事や育児講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、職員の家庭における男女共同参画を推進します。	男女共同参画室 人事課

● 施策の方向 ●

⑨ 男女の生涯にわたる健康の支援



妊娠や出産に関して、女性が自由に選択できるよう、正しい知識の普及啓発を図ります。また、すべての世代の健康の保持・促進のため、適正な健康支援を行います。

● 施策 ●

事業名	内容	担当部署
38 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を促進する意識啓発	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。	男女共同参画室 教育研究支援課
39 男女の生涯にわたる健康の保持・促進	乳幼児から高齢者まですべての世代に及ぶ切れ目のない健康づくりを行います。	健康づくり課 保険医療助成課
40 感染症流行等における取組の充実	広報紙、ケーブルテレビ、健康まつりなどを通じて、感染症、熱中症、食中毒の予防や対処方法について伝えます。また、感染症の流行時は県と連携し、発生状況について情報提供します。	健康づくり課

● 施策の方向 ●

⑩ 介護・高齢者・障がい者支援の充実



生活上の困難を抱える人に対し、男女共同参画の視点を踏まえ、本人への支援及び家族の負担軽減につながるサービスや環境整備により、安心して暮らせるよう支援します。

● 施策 ●

事業名	内容	担当部署
41 包括的支援事業の実施	地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行います。	地域包括ケア推進室 高齢福祉課
42 介護保険サービスの利用促進	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。	介護保険課

43 高齢福祉サービスの充実	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して在宅生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種福祉サービスを提供し、自立生活を支援します。	高齢福祉課
44 障がい者の自立への支援	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。	障がい福祉課

● 施策の方向 ●

⑪ 防災対策における男女共同参画の推進



男女双方の視点に配慮された避難所の設置・運営や備蓄など、男女が共に支え合う防災・減災活動を進めていきます。

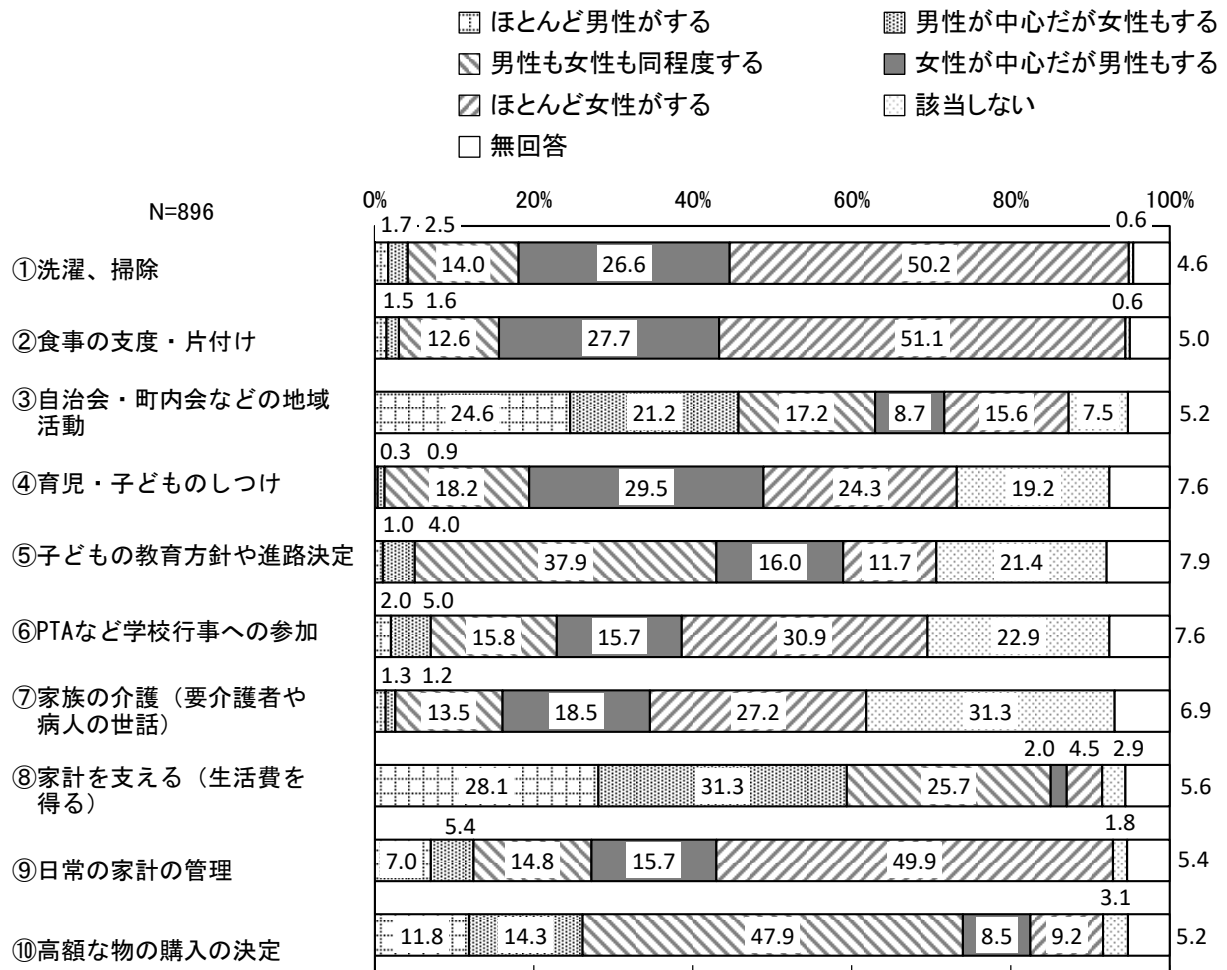
● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
45 避難所運営委員会の体制整備	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	防災室
46 備蓄品の整備	備蓄品の見直しについては、令和4年3月に策定しました津市備蓄計画に基づき、更新及び整備をしていきます。	防災室

● 数値目標 ●

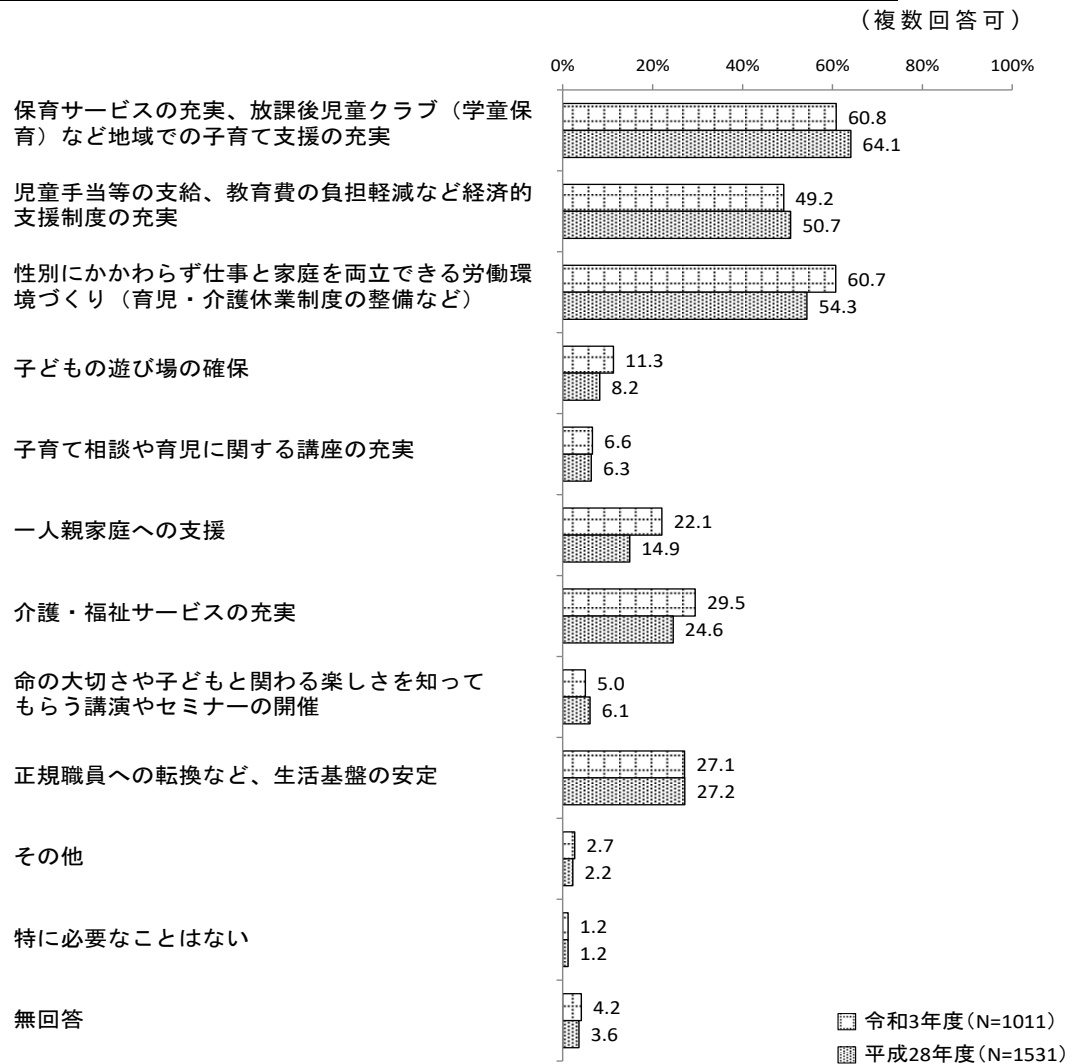
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
放課後児童クラブの受け入れ可能児童数	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	3,073人	3,500人	生涯学習課
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます	832人	950人	こども支援課
津市特定健康診査受診率	40歳～74歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	39.6%	56.0%	保険医療助成課
女性委員を含む避難所運営委員会の設置	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	64.6%	100.0%	防災室

図 4-1 2 普段の生活について



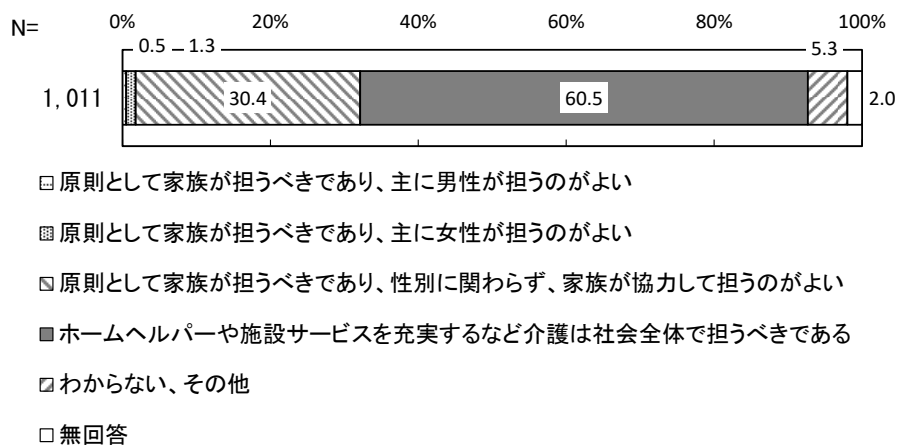
資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-1 3 安心して子育てができる社会のために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-1 4 介護の担い手について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

基本目標Ⅴ

男女共同参画を阻害する暴力防止等に対する環境の整備

●背景

DV、性暴力、児童虐待などの暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、DVや性暴力については、被害者の多くが女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識などが指摘されています。このような被害を根絶することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

令和3年度の市民意識調査では、DV被害を受けた際に「どこにも相談しなかった」の割合が48.3%となっており、前回の市民意識調査と比較すると9.5ポイント低くなっています。また、その理由は「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が49.1%と最も高い数値になっており、被害者は自身の被害を過小評価する傾向が見られます。また、ハラスメント被害を受けた際も同様の傾向が見られます。

●めざす姿

津市では、被害者への支援として、被害を受けやすい女性や子どもを対象とした相談事業を実施してきましたが、個々の被害を潜在化させないため、被害者が安心して相談できる体制の充実や、ケースごとに適切な対応ができる体制づくりをめざします。

また、DVやあらゆるハラスメントに対する正しい理解について周知をすることで、新たな加害者や被害者を生まないため、DVなどのあらゆる暴力を許さないという社会を実現します。

● 施策の方向 ●

⑫ DV 防止に向けた啓発、
相談、支援体制の整備
と充実



各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発と、DVや児童虐待の被害者支援として、相談や支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携強化に努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
47 DV防止に関する啓発の実施	各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	男女共同参画室
48 DV防止のための活動と被害者などの支援	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保育所および福祉関係窓口、医療機関などとの協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察などの関係機関との連携により、DV被害者および同伴児童などの緊急時における安全確保および一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。	こども支援課
49 児童虐待防止および要保護児童への支援	DVや児童虐待に関する相談および要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	こども支援課

50	津市児童虐待防止等ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)の推進	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	こども支援課
----	------------------------------------	---	--------

● 施策の方向 ●

⑬ あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実

ポスター掲示や企業訪問などを通じて、ハラスメントを防止するための啓発を実施します。また、ハラスメントの被害者支援として、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。



● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
51 職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配付やポスターの掲示などによる啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
52 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底および相談の実施	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。	人事課
53 教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校教育課

● 施策の方向 ●

⑭ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実



さまざまな理由によって、生活上の困難を抱える人に対し、適切に対応できる相談体制の整備とともに、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。

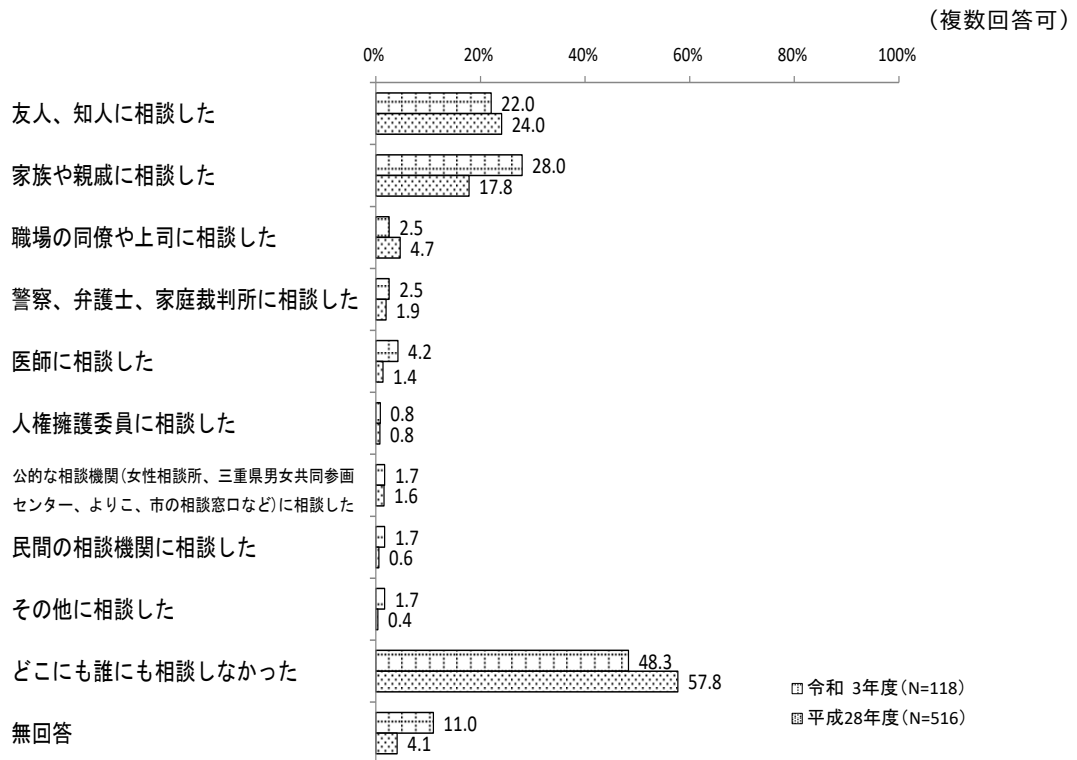
● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
54 女性のための相談事業の充実	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネットなどを活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。	こども支援課
55 相談事業の充実	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
56 メンタルヘルス事業の推進	勤労者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	商業振興労政課
57 青少年相談活動の充実	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室などにおいて相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	生涯学習課

●数値目標●

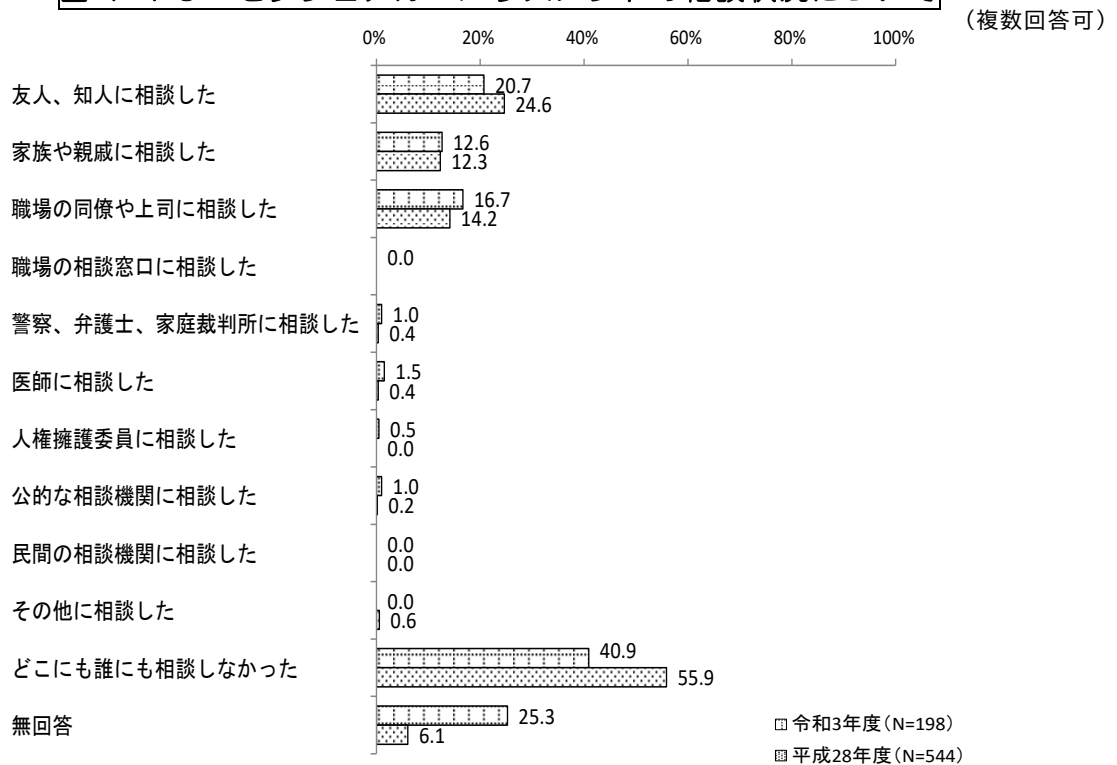
数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
DV被害者で相談した人の比率 (相談／被害者)	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネットなどを活用し、広く市民への周知に努めます。	40.7%	60.0%	男女共同参画室

図 4-15 DVの相談状況について



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

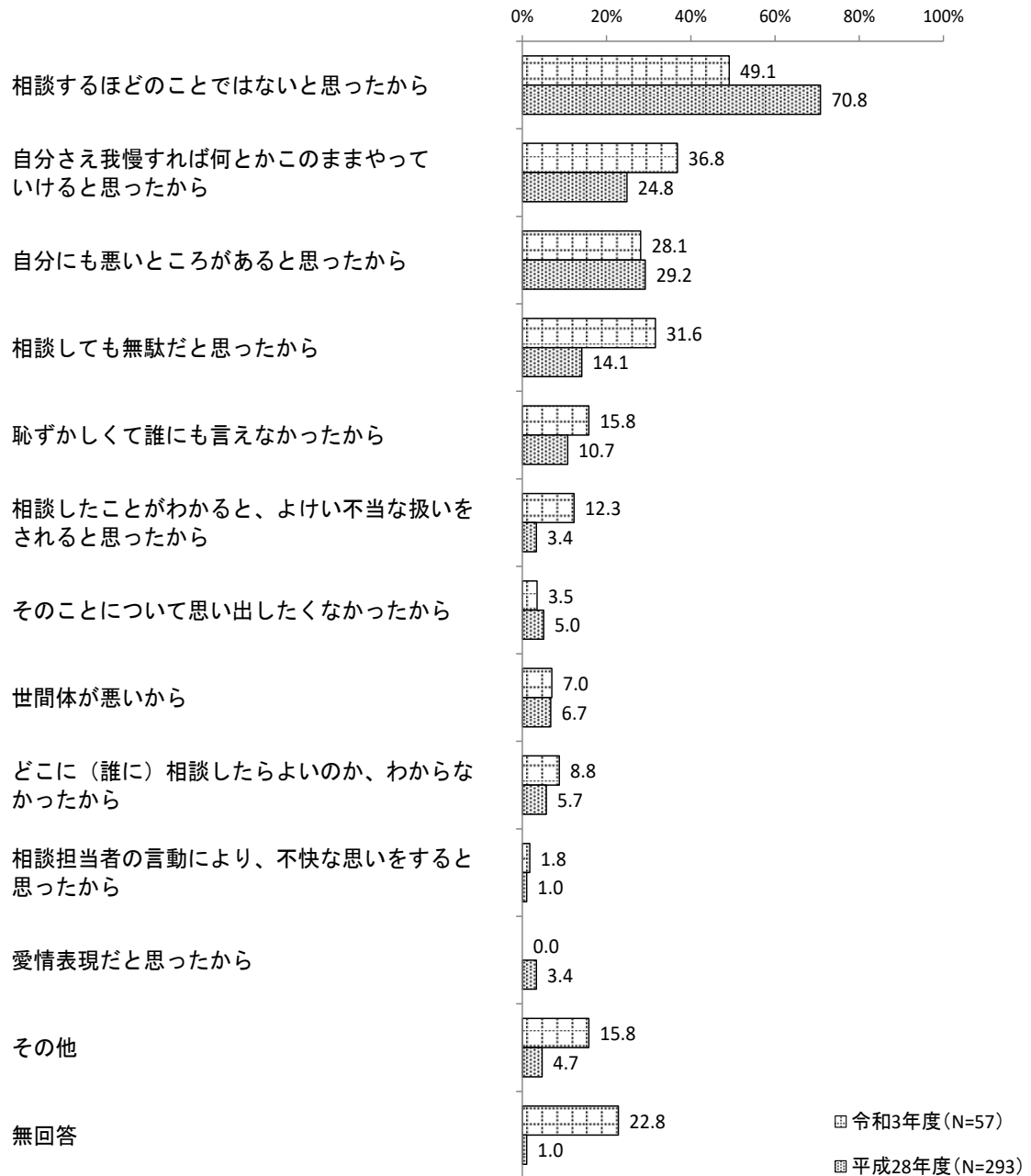
図 4-16 セクシュアル・ハラスメントの相談状況について



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図 4-17 DV被害をどこにも誰にも相談しなかった理由

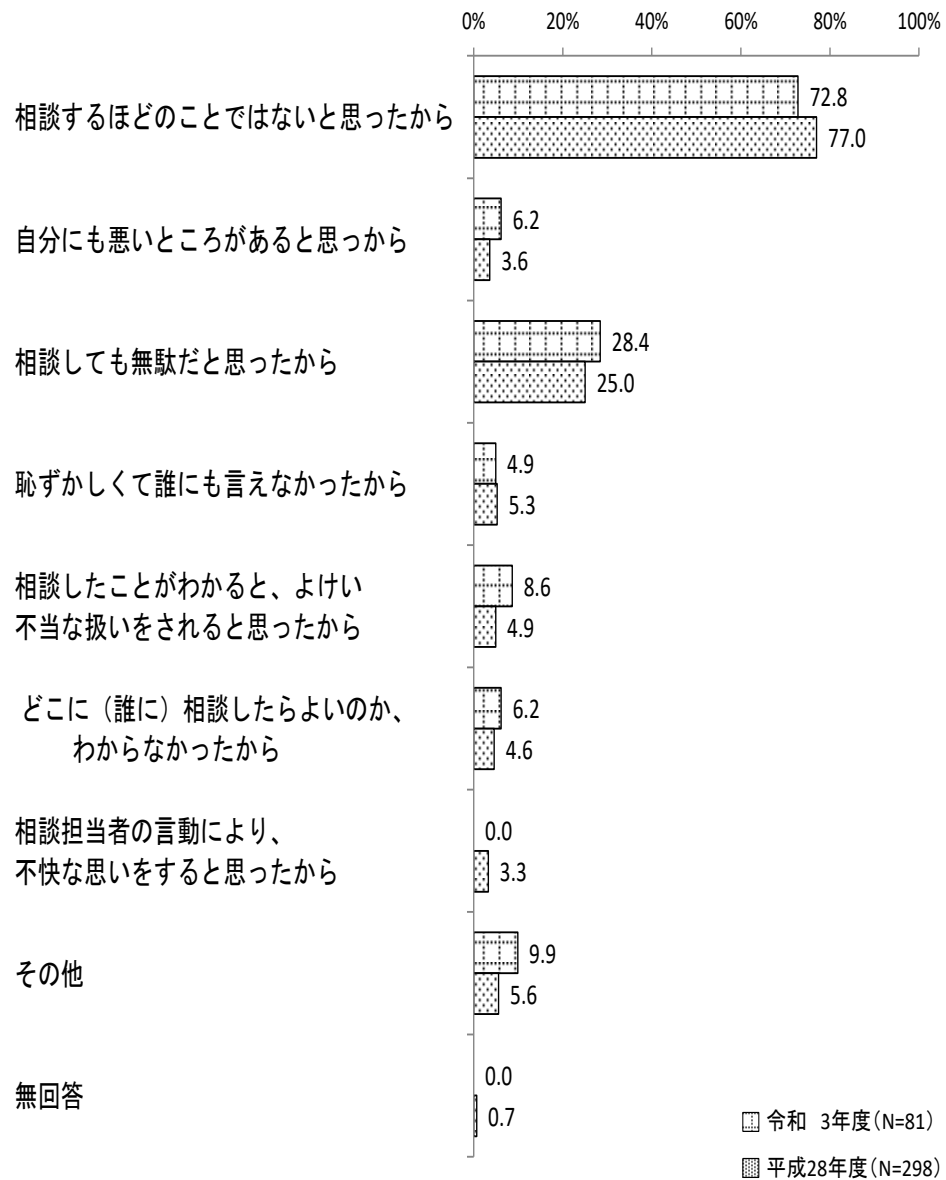
(複数回答可)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書（令和3年度）

図 4-18 セクシュアル・ハラスメントの被害をどこにも誰にも相談しなかった理由

(複数回答可)



資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

●背景

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々に根付いている固定的な性別役割分担意識や男女の能力・適性に関する偏見・固定観念などが挙げられます。本市では、男女共同参画フォーラムをはじめとした定期的な意識啓発を行い、「男女共同参画」「LGBT」「ワーク・ライフ・バランス」の言葉は、広く認知されてきましたが、一方、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」などの言葉の認知度は低く、男女共同参画に関する事項について、市民に対して、わかりやすく啓発や情報提供を行っていくことが求められています。

●めざす姿

男女共同社会の実現に対して、市民一人ひとりの意識の変容がみられる中でも、社会制度や慣行が見直されるまでには及んでいないことがうかがえます。

このため、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促すイベント等の実施や広報紙等による情報提供など、知識習得や意識啓発の取組により、市民の幅広い年齢層に、いわば市全体に男女共同参画の意識が根付いた社会にしていきます。

また、性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている性的マイノリティの人については、ありのままの自分らしく生きられるよう、啓発を図り、関係機関等との連携により困難の解消や理解をめざします。

イベント実施等の啓発にあっては、男女間での認識の違いや、世代間の意識の違いにも留意した事業展開をめざします。

● 施策の方向 ●

⑮ 男女共同参画に関する意識の普及



広報紙・刊行物・ホームページなどを通して、男女共同参画に対する正しい理解を促進するとともに、男女共同参画に関する学習・活動への支援のため、情報提供と活動の機会づくりに努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
58 男女共同参画フォーラムの開催	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取組や情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
59 講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
60 情報紙「つばさ」の発行	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取組や情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室

61 市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底	各課(室)において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例および人権が尊重される津市を作る条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	全庁 広報課
62 広報紙・ホームページによる情報提供	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
63 男女共同参画週間および津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間および男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画室 久居総合支所生活課 各総合支所地域振興課 図書館

● 施策の方向 ●

⑩ 女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進



性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が互いに様々な違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会の実現に向け、幅広い年代への理解浸透に努めます。

● 施 策 ●

事業名	内容	担当部署
64 ダイバーシティ社会の啓発	外国人住民向け相談窓口や各地域での日本語教室の整備・拡充、また市内各国際交流団体との連携により多文化共生社会の促進を図ります。	市民交流課
65 多様な性に関する啓発	多様な性的指向・性自認に関する理解を広げるため、各種イベントや広報による啓発に努めます。	人権課 男女共同参画室

● 施策の方向 ●

⑰ 男女共同参画推進のための連携体制づくり



男女共同参画に関する各種講座への参加を促進するとともに、男女共同参画を推進する団体と連携した啓発、地域における男女共同参画の促進を図ります。

● 施 策 ●

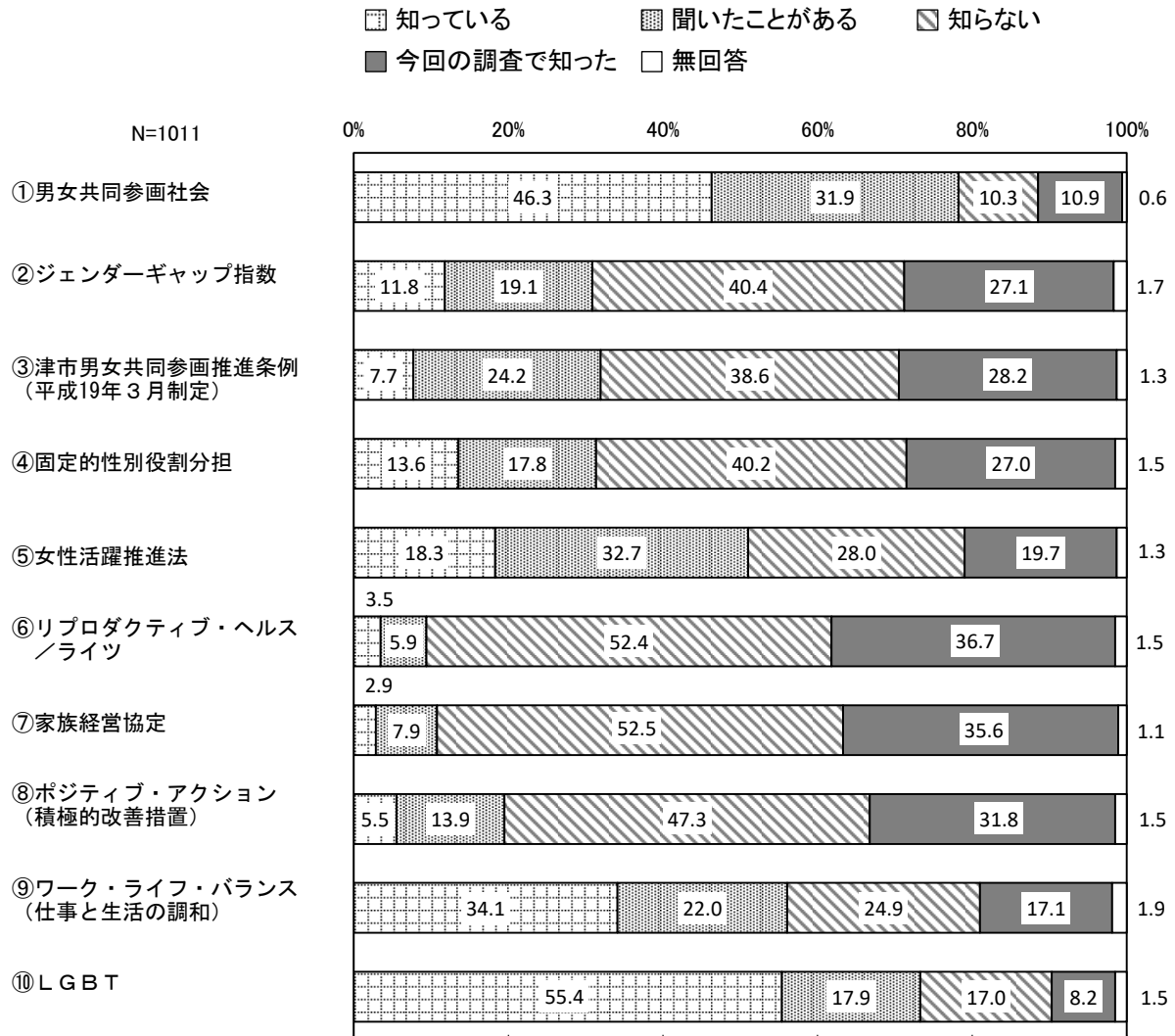
事業名	内容	担当部署
66 三重県男女共同参画センターなどの活用	男女共同参画に関する各種講座への参加促進および施設の活用を図ります。	男女共同参画室
67 関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	三重労働局など関係機関および各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ・ポスターなどの掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。	男女共同参画室 商業振興労政課
68 男女共同参画推進団体などへの支援	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	男女共同参画室

● 数値目標 ●

数値目標項目	取組内容	現状値 R3	目標値 R9	担当部署
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会（公募市民）と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	280 人	700 人 （毎年）	男女共同参画室
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	31.9%	50.0%	男女共同参画室

図 4-19 男女共同参画に関する次の言葉を知っていますか

【令和3年度調査】

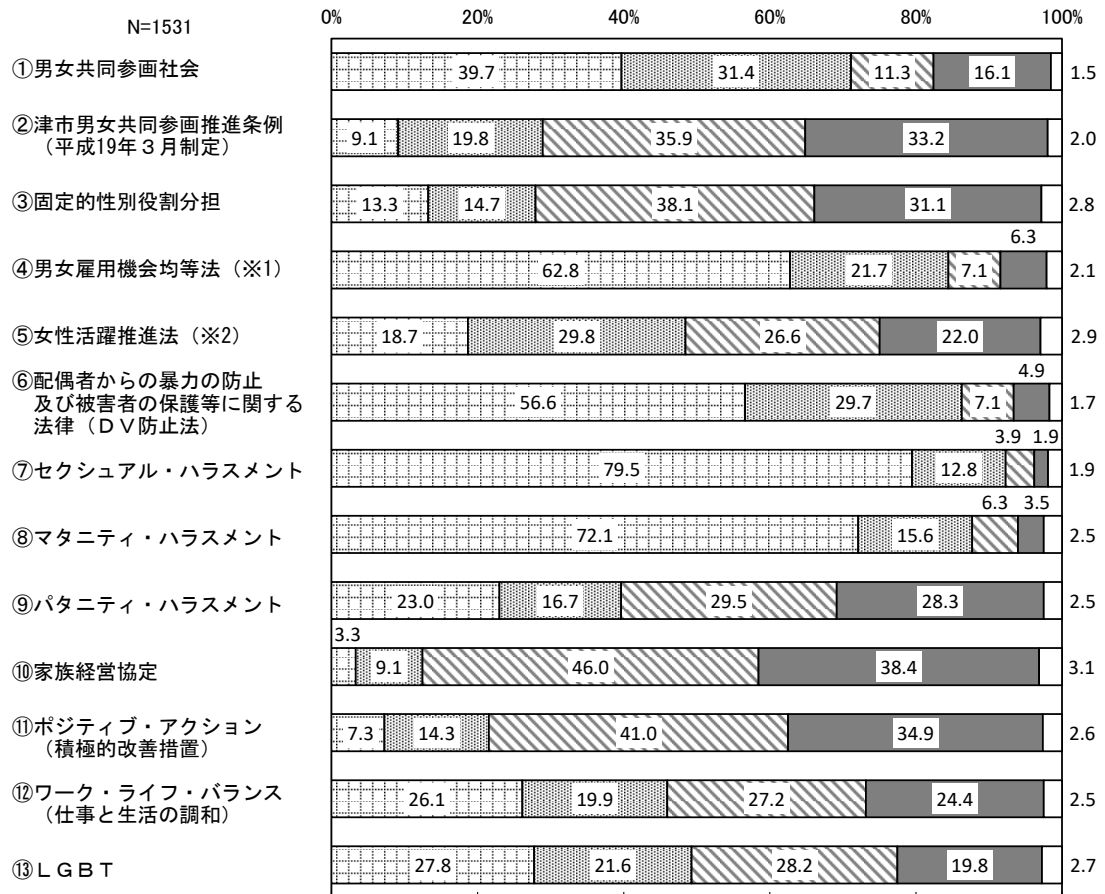


資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(令和3年度)

図４－２０ 男女共同参画に関する次の言葉を知っていますか

【参考 平成２８年度調査】

☐ 知っている ☐ 聞いたことがある ☐ 知らない
☐ 今回の調査で知った ☐ 無回答

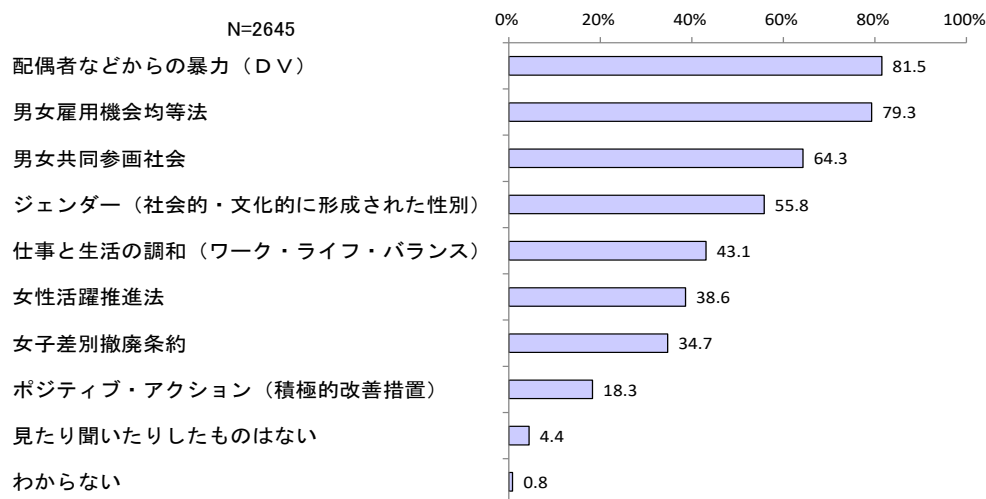


資料:男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書(平成28年度)

図４－２１ 男女共同参画に関する用語の周知度(見たり聞いたりしたことがあるもの)

【参考 令和元年度 内閣府調査】

(複数回答可)



資料:男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)(令和元年度)

第5章

計画の進め方

(1) 推進体制

津市男女共同参画推進条例第5条において、男女共同参画を推進するために、本市、住民等及び事業者の役割を掲げています。本計画に基づく施策を効果的に推進するには、市とともに、住民等、事業所・各種団体などが連携し、それぞれの責務を果たすことが求められており、そのため推進体制の整備を図ります。

また、本計画に基づく施策は、市政のあらゆる分野に関連しているため、本市においては、庁内および関係機関との連携を強化し、効果的な施策の推進に努めます。また、引き続き「津市男女共同参画審議会」、「津市男女共同参画推進会議」を以下のとおり設置し、双方と情報交換を積極的に行いながら施策を推進します。

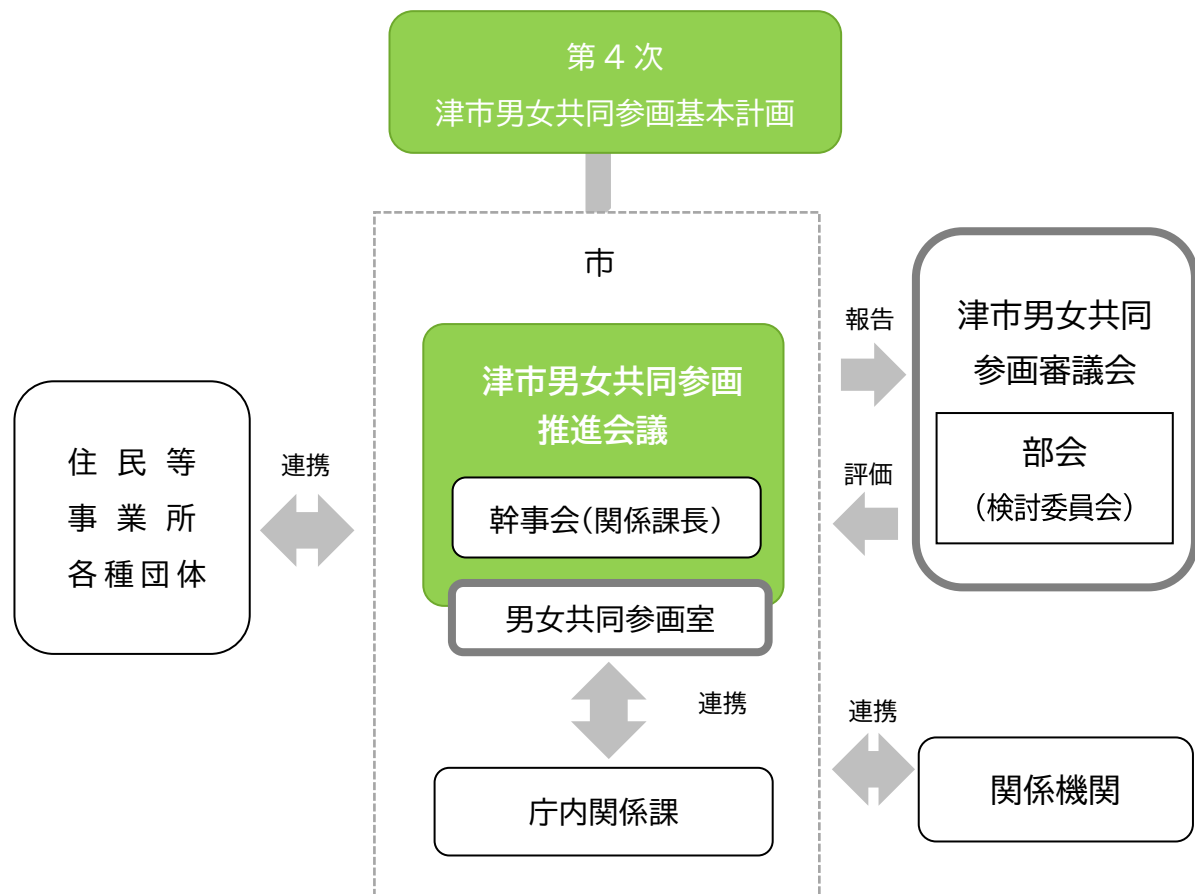
① 津市男女共同参画審議会

津市男女共同参画推進条例第14条に基づき設置される審議会で、学識経験者、国や県の関係機関の職員及び公募による市民などで構成されています。審議会は、男女共同参画基本計画の策定、施策の進捗状況等を審議し、意見を述べ、評価を行います。

② 津市男女共同参画推進会議

津市男女共同参画推進条例第13条に基づき設置される庁内組織で、副市長を会長とし、関係する部長級職員、課長級職員等で構成されており、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策の推進に関することなどを行います。本計画に関する施策は、本市のあらゆる分野に関連していることから、各部局が連携し、より充実した推進体制で進めます。

図 5-1 推進イメージ図



2

計画の進行管理

計画に基づく各施策は、毎年度、各担当課が進捗状況や課題等を確認・検証します。また、津市男女共同参画審議会では各施策の進捗状況について評価を受け、関係課へのフォローアップとともに市民に公表することにより、必要に応じて事業の改善を図り、次年度の取組へ反映させることで、実行性のある施策を推進します。